

幌延町障がい者総合支援計画

幌 延 町 障 が い 者 基 本 計 画

第6期 幌延町障がい福祉計画

第2期 幌延町障がい児福祉計画

【計画期間:2021 年度(令和 3 年度)~2023 年度(令和 5 年度)】

令和3年3月

幌 延 町

●● 目 次 ●●

第1部 総論	3
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	5
第2章 幌延町の障がいのある人を取り巻く現状	6
1 人口・世帯数の推移	6
2 障がいや病気によって支援が必要な人の状況	8
3 障がいのある人を支える地域環境	14
4 アンケート調査結果の概要	16
第2部 幌延町障がい者基本計画	33
第1章 計画の基本的な考え方	33
1 計画策定における方向性の整理	33
2 基本理念	34
3 基本目標	35
4 施策体系	36
第2章 施策・取り組みの展開	37
基本目標1 自立した地域生活への支援	37
基本目標2 安心して生活できるまちづくり	40
基本目標3 地域でともに生きる	43
第3部 第6期障がい福祉計画	47
第1章 計画の振り返り	47
1 第5期幌延町障がい福祉計画の進捗状況	47
第2章 第6期計画の基本方針と成果指標	52
1 障がい福祉サービス提供体制確保の基本方針	52
2 2023年度（令和5年度）の成果指標	52
第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	57
1 サービス提供体制整備の基本的な考え方	57
2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策	58
第4章 地域生活支援事業の見込量と確保方策	68
1 地域生活支援事業の種類	68
2 必須事業	69
3 任意事業	75

第4部 第2期障がい児福祉計画	79
第1章 第1期計画の振り返り	79
1 幌延町第1期障がい児福祉計画の進捗状況	79
第2章 第2期計画の基本方針と成果指標	81
1 障がい児支援の提供体制確保の基本方針	81
2 2023年度（令和5年度）の成果指標	81
第3章 障がい児福祉サービス等の見込量と確保方策	83
1 障がい児福祉サービスの事業分類	83
2 障害児通所支援等	84
3 障害児相談支援	85
第5部 計画の推進	89
第1章 計画の推進のための方策	89
1 福祉施策の推進	89
第2章 計画の推進体制	90
1 サービス提供体制	90
2 進捗管理	90
資料編	93
1 策定経過	93
2 幌延町障害者自立支援協議会 委員名簿	93
3 幌延町障害者自立支援協議会 設置要綱	94
4 用語説明	96

第 1 部

総 論

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や核家族の増加などを背景に、住民同士の関係も希薄化しつつあり、地域福祉を取り巻く環境は変化が続いています。

そうした中、幌延町では障がいのあるなしにかかわらず、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して生活が続けることができるよう、まちづくりを進めてきました。

現在、障がいのある人への福祉に関する取り組みについて、「第5期幌延町障がい福祉計画・第1期幌延町障がい児福祉計画」をはじめとする、各種計画や事業を展開し、総合的な支援を進めていますが、今後、変化する地域環境の中、多様化する一人ひとりのニーズに合わせたサービスの提供も求められています。

また、障害者権利条約の趣旨を踏まえた障害者差別解消法の成立に伴い、合理的配慮の提供が求められており、地域住民の障がいに対する理解を深めつつ、様々な場面において一人ひとりの状況に応じた合理的配慮の提供を促進していく必要があります。

こうした背景を踏まえ、幌延町において、障がいのある人もない人もともに支え合い、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる地域共生社会の実現を目指し「幌延町障がい者基本計画」を策定するとともに、障がい福祉サービス及び事業の見込み量、その確保方策を明らかにすることを目的とした「幌延町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

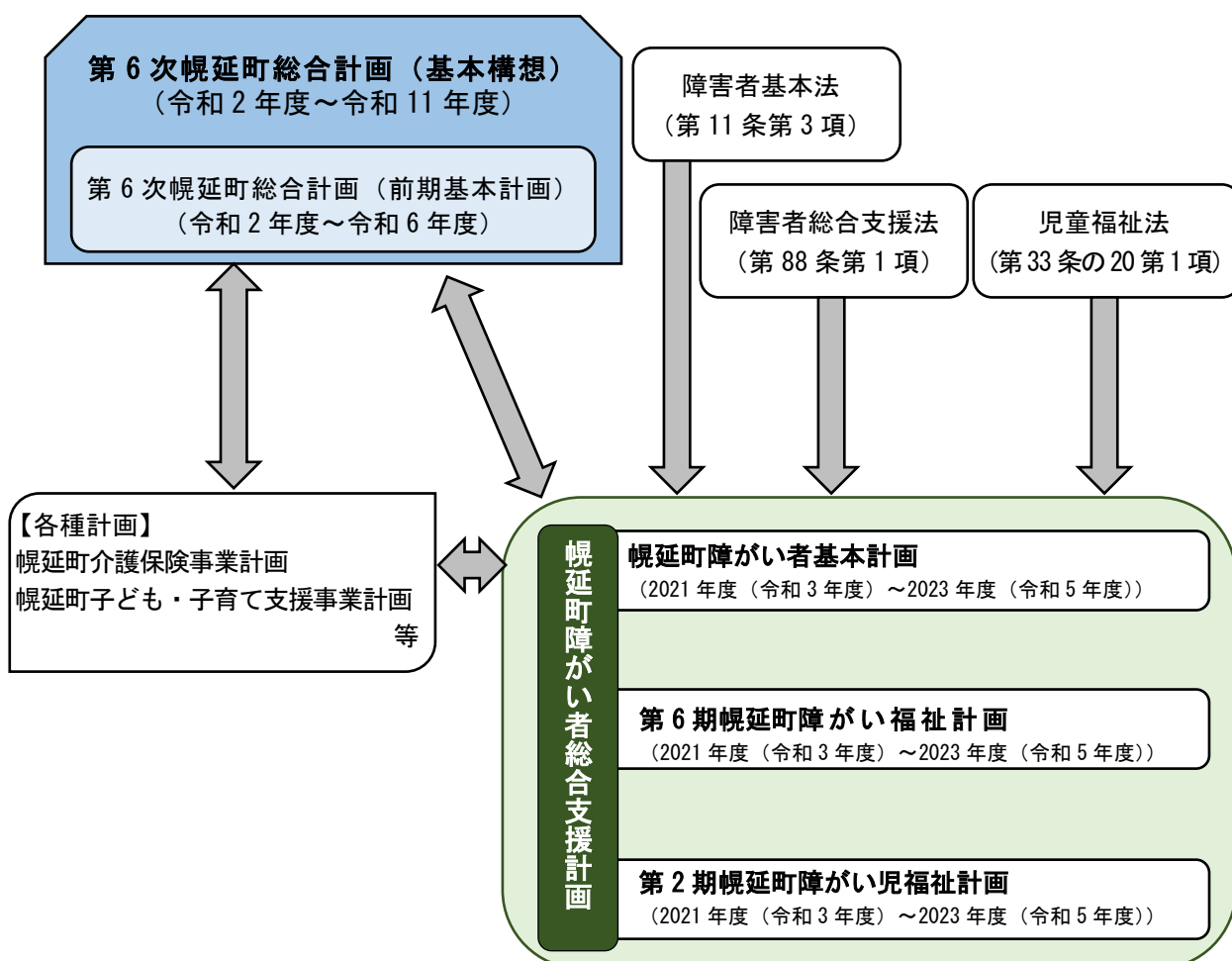
（１）法的位置づけ

本計画は、「障害者基本法第 11 条第 3 項」に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める中長期的な「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定による市町村障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定による市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

（２）各種計画との関係

本計画は、幌延町のまちづくりの最上位計画である「第6次幌延町総合計画」を踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。

図表 計画の位置づけ



3 計画期間

幌延町障がい者基本計画及び幌延町第 6 期障害福祉計画・幌延町第 2 期障害児福祉計画の期間は 2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 3 年間とします。なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間

2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (R 元年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)	2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)
			障がい者基本計画			第 2 次障がい者基本計画		
第 5 期障がい福祉計画 第 1 期障がい児福祉計画			第 6 期障がい福祉計画 第 2 期障がい児福祉計画			第 7 期障がい福祉計画 第 3 期障がい児福祉計画		
第 5 次総合計画 (平成 20 年度～令和元年度)		第 6 次総合計画 (令和 2 年度～令和 11 年度)						

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、アンケート調査を行いました。

また、医療関係者や地域福祉関係者、障がい者団体関係者、障がい福祉関係者、行政機関関係者等により構成する「幌延町障害者自立支援協議会」において、計画内容の協議を行いました。

そのほか、2021 年（令和 3 年）3 月にパブリックコメントを実施し、住民の皆さまより意見の募集を行いました。

第2章 幌延町の障がいのある人を取り巻く現状

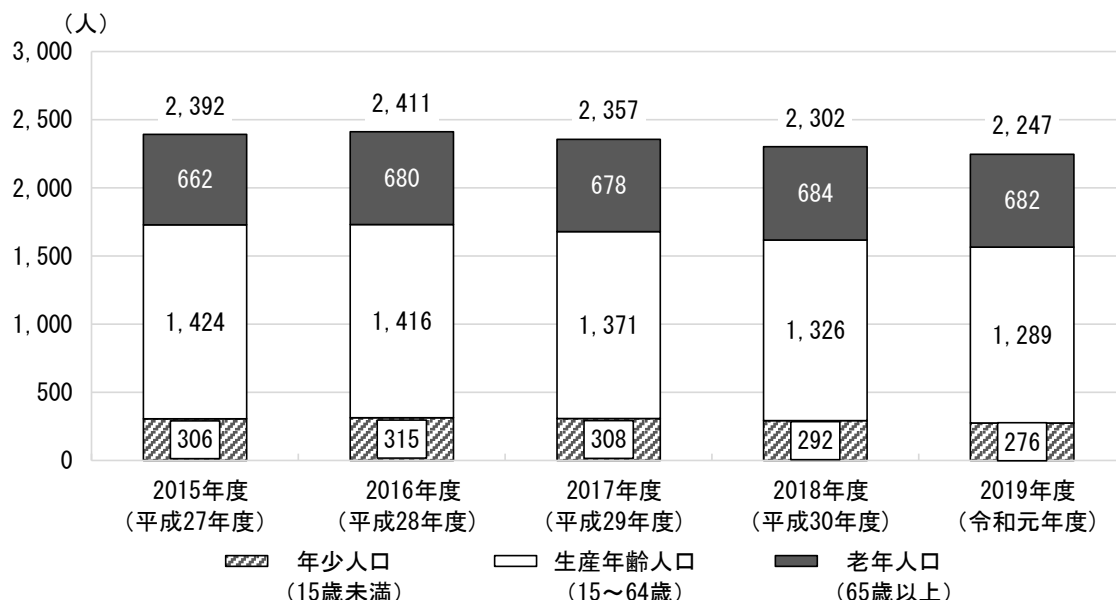
1 人口・世帯数の推移

(1) 人口

住民基本台帳における幌延町の2019年度（令和元年度）末の総人口は2,247人となっています。総人口は減少傾向となっており、2015年度（平成27年度）末から2019年度（令和元年度）末にかけて、145人（6.1%）減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口は30人（9.8%）、生産年齢人口は135人（9.5%）減少、老年人口は20人（3.0%）増加しており、少子高齢化が進行している状態といえます。

図表 総人口・年齢3区分別人口の推移



単位：上段（人）/下段（%）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
総人口	2,392	2,411	2,357	2,302	2,247
年少人口（15歳未満）	306	315	308	292	276
構成比	12.8	13.1	13.1	12.7	12.3
生産年齢人口（15歳～64歳）	1,424	1,416	1,371	1,326	1,289
構成比	59.5	58.7	58.2	57.6	57.4
老年人口（65歳以上）	662	680	678	684	682
構成比	27.7	28.2	28.8	29.7	30.4

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。（以下同様）

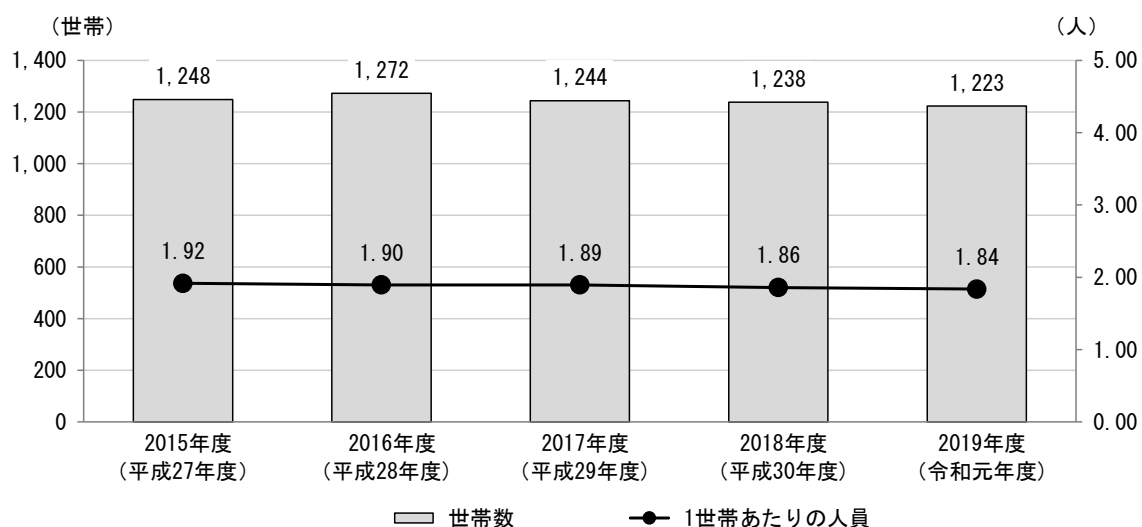
資料：「住民基本台帳」各年度末現在

(2) 世帯数

住民基本台帳における幌延町の2019年度（令和元年度）末の世帯数は1,223世帯となっています。世帯数も減少傾向となっており、2015年度（平成27年度）末から2019年度（令和元年度）末にかけて、25世帯（2.0%）の減少となっています。

また、1世帯あたりの人員についても減少が続き、2019年度（令和元年度）末には1.84人となっています。

図表 世帯数・1世帯あたりの人員の推移



単位：（世帯） / （人）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
世帯数	1,248	1,272	1,244	1,238	1,223
1世帯あたりの人員	1.92	1.90	1.89	1.86	1.84

資料：「住民基本台帳」各年度末現在

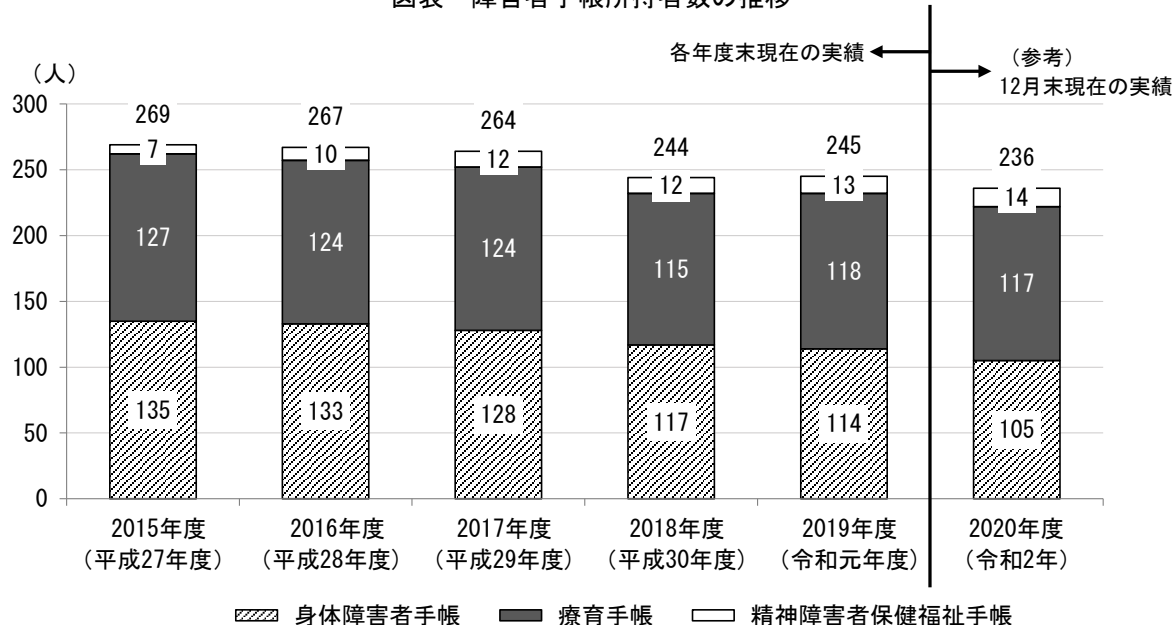
2 障がいや病気によって支援が必要な人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

幌延町の障害者手帳所持者数は、減少傾向となっており、2019 年度（令和元年度）末で 245 人となっています。

障害者手帳所持者数の内訳をみると、2019 年度（令和元年度）末の各手帳の所持者数は、身体障害者手帳が 114 人、療育手帳が 118 人、精神障害者保健福祉手帳が 13 人となっており、2015 年度（平成 27 年度）末と比較すると、身体障害者手帳所持者数と療育手帳所持者数は減少、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加となっています。

図表 障害者手帳所持者数の推移



単位：(人)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
障害者手帳所持者	269	267	264	244	245	236
身体障害者手帳	135	133	128	117	114	105
療育手帳	127	124	124	115	118	117
精神障害者保健福祉手帳	7	10	12	12	13	14

※療育手帳については、北星園入所者含む

各年度末現在（2020 年度（令和 2 年度）は 12 月末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢区分別の推移

年齢区分別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18 歳未満を除き減少傾向となっており、2019 年度（令和元年度）末の所持者数は 18 歳未満が 2 人、18 歳～64 歳が 25 人、65 歳以上が 87 人と、身体障害者手帳所持者の 7 割以上が高齢者となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：上段（人）/下段（％）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
身体障害者手帳所持者	135	133	128	117	114	105
18 歳未満	2	1	2	2	2	2
構成比	1.5	0.8	1.6	1.7	1.8	1.9
18 歳～64 歳	35	30	29	26	25	24
構成比	25.9	22.6	22.7	22.2	21.9	22.9
65 歳以上	98	102	97	89	87	79
構成比	72.6	76.7	75.8	76.1	76.3	75.2

各年度末現在（2020 年度（令和 2 年度）は 12 月末現在）

② 等級別の推移

等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、2015 年度（平成 27 年度）末から 2019 年度（令和元年度）末にかけて重度（1 級・2 級）は 39～48 人、中度（3 級・4 級）は 54～66 人、軽度（5 級・6 級）は 18～23 人でそれぞれ推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：上段（人）/下段（％）

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
身体障害者手帳所持者		135	133	128	117	114	105
重度	1 級	25	28	28	28	25	22
	構成比	18.5	21.1	21.9	23.9	21.9	21.0
	2 級	21	18	20	16	14	14
	構成比	15.6	13.5	15.6	13.7	12.3	13.3
中度	3 級	30	26	24	22	27	27
	構成比	22.2	19.5	18.8	18.8	23.7	25.7
	4 級	36	38	35	32	30	26
	構成比	26.7	28.6	27.3	27.4	26.3	24.8
軽度	5 級	15	15	13	10	11	10
	構成比	11.1	11.3	10.2	8.5	9.6	9.5
	6 級	8	8	8	9	7	6
	構成比	5.9	6.0	6.3	7.7	6.1	5.7

各年度末現在（2020 年度（令和 2 年度）は 12 月末現在）

③ 障がい別の推移

障がい別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、2015 年度（平成 27 年度）末から 2019 年度（令和元年度）末にかけて呼吸器機能障がい、直腸機能障がいは増加傾向、視覚障がい、肢体不自由は減少傾向、その他の部位ではおおむね横ばいで推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい別）

単位：上段（人）/下段（％）

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
身体障害者手帳所持者		135	133	128	117	114	105
視覚障がい		7	7	7	6	4	4
構成比		5.2	5.3	5.5	5.1	3.5	3.8
平衡・聴覚・機能障がい	聴覚	15	14	14	15	15	14
	構成比	11.1	10.5	10.9	12.8	13.2	13.3
	平衡機能	0	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障がい		2	1	1	1	2	2
構成比		1.5	0.8	0.8	0.9	1.8	1.9
肢体不自由		89	86	80	70	67	61
構成比		65.9	64.7	62.5	59.8	58.8	58.1
内部障がい	心臓機能	13	13	14	14	14	13
	構成比	9.6	9.8	10.9	12.0	12.3	12.4
	腎臓機能	4	4	4	4	4	5
	構成比	3.0	3.0	3.1	3.4	3.5	4.8
	呼吸器機能	0	0	0	1	2	2
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.9	1.8	1.9
	直腸機能	5	8	8	6	6	4
	構成比	3.7	6.0	6.3	5.1	5.3	3.8
	小腸機能	0	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	免疫機能	0	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	肝臓機能	0	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

各年度末現在（2020 年度（令和 2 年度）は 12 月末現在）

④ 種類別・等級別の状況

2019 年度（令和元年度）末現在の種類別・等級別の身体障害者手帳所持者数の状況をみると、肢体不自由の 3 級の方が 20 人で最も多く、次いで肢体不自由の 4 級の方が 16 人、内部障がい の 1 級の方が 14 人となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移の状況（種類別・等級別）

単位：（人）

	重度		中度		軽度		合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障がい	1	0	0	1	2	0	4
聴覚・平衡機能障がい	0	2	1	5	0	7	15
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	1	1	0	0	2
肢体不自由	10	12	20	16	9	0	67
内部障がい	14	0	5	7	0	0	26
合 計	25	14	27	30	11	7	114

2019 年度（令和元年度）末現在

（３）療育手帳所持者の状況

① 年齢区分別の推移

年齢別に療育手帳所持者数の推移をみると、18 歳未満を除き減少傾向となっており、2019 年度（令和元年度）末の所持者数は 18 歳未満が 8 人、18 歳～64 歳が 69 人、65 歳以上が 40 人となっています。

図表 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：上段（人）/下段（％）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
療育手帳所持者	127	124	124	115	118	117
18 歳未満	7	4	5	5	8	8
構成比	5.5	3.2	4.0	4.3	6.8	6.8
18 歳～64 歳	77	77	74	71	71	69
構成比	60.6	62.1	59.7	61.7	60.2	59.0
65 歳以上	43	43	45	39	39	40
構成比	33.9	34.7	36.3	33.9	33.1	34.2

※療育手帳については、北星園入所者含む

各年度末現在（2020 年度（令和 2 年度）は 12 月末現在）

② 障がい程度別の推移

障がい程度別に療育手帳所持者数の推移をみると、A（最重度～重度）、B（中度～軽度）ともに減少傾向となっています。

図表 療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：上段（人）/下段（％）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
療育手帳所持者	127	124	124	115	118	117
A（最重度～重度）	64	61	61	56	59	57
構成比	50.4	49.2	49.2	48.7	50.0	48.7
B（中度～軽度）	63	63	63	59	59	60
構成比	49.6	50.8	50.8	51.3	50.0	51.3

※療育手帳については、北星園入所者含む

各年度末現在（2020年度（令和2年度）は12月末現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 年齢区分別の推移

年齢別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、18歳未満、18歳～64歳は増加傾向、65歳以上は横ばいで推移しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：上段（人）/下段（％）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
精神障害者保健福祉手帳所持者	7	10	12	12	13	14
18歳未満	0	0	0	1	1	1
構成比	0.0	0.0	0.0	8.3	7.7	7.1
18歳～64歳	6	9	12	10	11	12
構成比	85.7	90.0	100.0	83.3	84.6	85.7
65歳以上	1	1	0	1	1	1
構成比	14.3	10.0	0.0	8.3	7.7	7.1

各年度末現在（2020年度（令和2年度）は12月末現在）

② 等級別の推移

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、1級（重度）と2級（中度）はおおむね横ばい、3級（軽度）は増加傾向となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：上段（人）/下段（%）

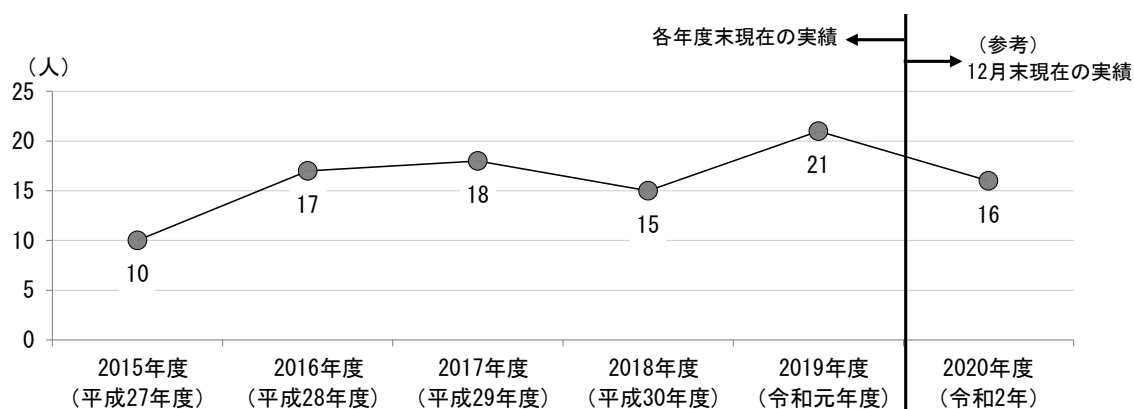
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
精神障害者保健福祉手帳所持者	7	10	12	12	13	14
1級（重度）	1	1	2	3	2	2
構成比	14.3	10.0	16.7	25.0	15.4	14.3
2級（中度）	5	7	7	5	6	7
構成比	71.4	70.0	58.3	41.7	46.2	50.0
3級（軽度）	1	2	3	4	5	5
構成比	14.3	20.0	25.0	33.3	38.5	35.7

各年度末現在（2020年度（令和2年度）は12月末現在）

（5）自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

2019年度（令和元年度）末の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は21人となっています。2015年度（平成27年度）末から2019年度（令和元年度）末にかけて10人～21人の間で推移しており、受給者の平均人数は16.2人となっています。

図表 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



単位：（人）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
精神通院医療受給者	10	17	18	15	21	16

各年度末現在（2020年度（令和2年度）は12月末現在）

3 障がいのある人を支える地域環境

(1) 保育・教育体制

幌延町では、小中学校において特別支援学級をそれぞれ設置しており、障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行っています。

また、町内に特別支援学校の設置はありませんが、稚内高等養護学校からの教師派遣による訪問教育で必要に応じた教育を行っています。

図表 障がい児保育施設数の推移

単位：（か所）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
認定こども園・保育所	0	0	0	0	0	0

各年度5月1日現在

図表 特別支援学級の状況・推移

単位：学校数（校）/学級数（学級）/児童生徒数（人）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
小学校						
特別支援学級を設置する学校数	2	2	2	2	1	2
特別支援学級数	4	5	5	4	3	4
特別支援学級児童数	8	8	8	5	4	5
中学校						
特別支援学級を設置する学校数	2	2	1	1	2	2
特別支援学級数	2	2	1	3	4	4
特別支援学級生徒数	2	1	1	3	5	6

各年度5月1日現在

(2) 相談・支援体制

幌延町の障がいに関する窓口業務や相談については、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日現在、主に 3 か所で実施しています。

図表 相談体制の状況

窓口・機関	備 考
幌延町保健福祉課	直営
幌延町保健センター	直営
障害者相談支援事業所ひだまり	委託

2020 年（令和 2 年）4 月 1 日現在

(3) 障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスなどを利用する支給決定者、利用者は横ばいで推移しており、2020 年度（令和 2 年度）の支給決定者、利用者ともに 16 人となっています。

図表 障がい福祉サービス利用者の推移

単位：（人） / （％）

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
支給決定者数 (A)	17	17	17	18	18	16
サービス利用者数 (B)	17	17	17	18	18	16
利用割合 (B) / (A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度末現在（2020 年度（令和 2 年度）は 12 月末現在）

4 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的と実施概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、福祉サービスの利用状況や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策の検討・推進の基礎資料とするため、アンケート調査を行いました。

② 実施概要

○ 調査対象：幌延町在住（2020 年（令和 2 年）10 月 1 日現在）の障害者手帳

をお持ちの方を対象にしています。

○ 調査期間：2020 年（令和 2 年）10 月

○ 調査内容：1. 性別・年齢、障がいなどの状況について

2. 障がいの状況について

3. 住まいや暮らしについて

4. 日中活動や就労について

5. 相談相手について

6. 障がい福祉サービス等の利用について

7. 社会参加について

8. 障がいのある人への理解について

9. 災害時の避難等について

10. 療育・教育について

11. 幌延町で生活を送るために

○ 調査方法：郵送による配付・回収

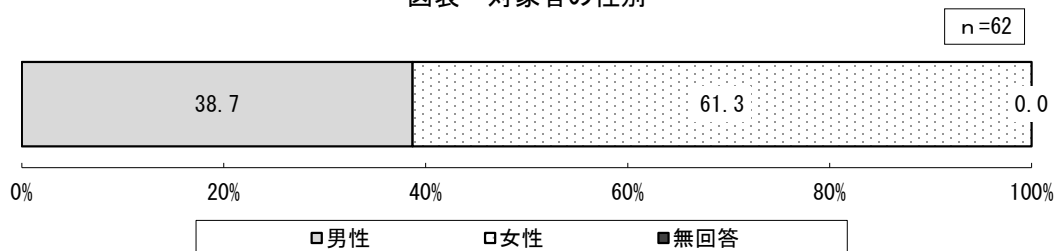
○ 配付・回収：

種 別	配付数	回収数	回収率
福祉に関するアンケート調査	107 票	62 票	57.9%

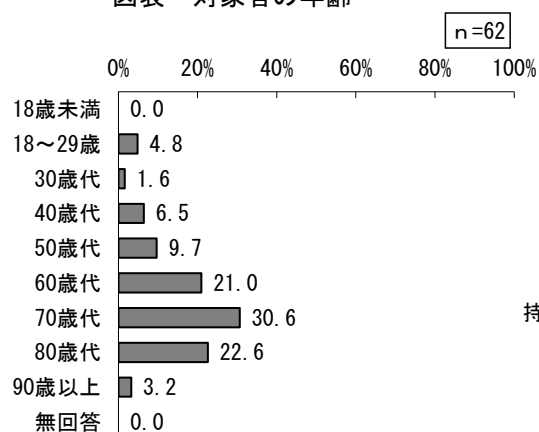
(2) 対象者について

- ◎ 対象者の性別は、「男性」が38.7%、「女性」が61.3%となっています。
- ◎ 対象者の年齢は、「70歳代」が30.6%で最上位となっています。
- ◎ 身体障害者手帳の所持は、「3級」が19.4%で最上位となっています。
- ◎ 療育手帳の所持は、「その他」が9.7%で最上位となっています。
- ◎ 精神障害者保健福祉手帳の所持状況は、「2級」が9.7%で最上位となっています。

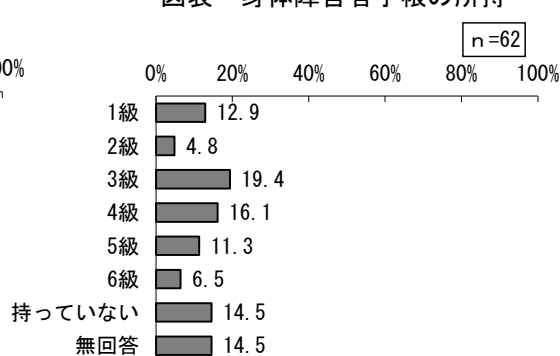
図表 対象者の性別



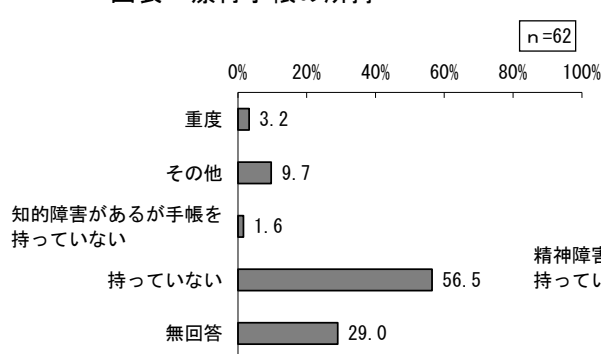
図表 対象者の年齢



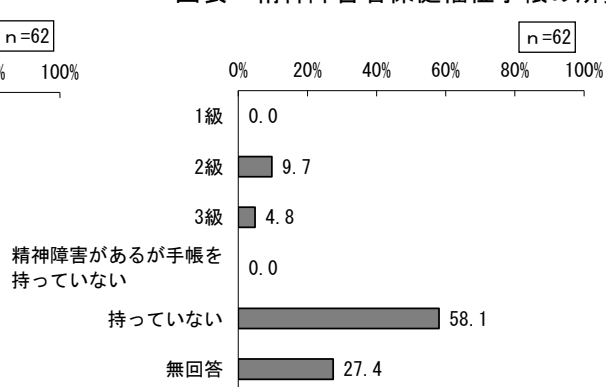
図表 身体障害者手帳の所持



図表 療育手帳の所持



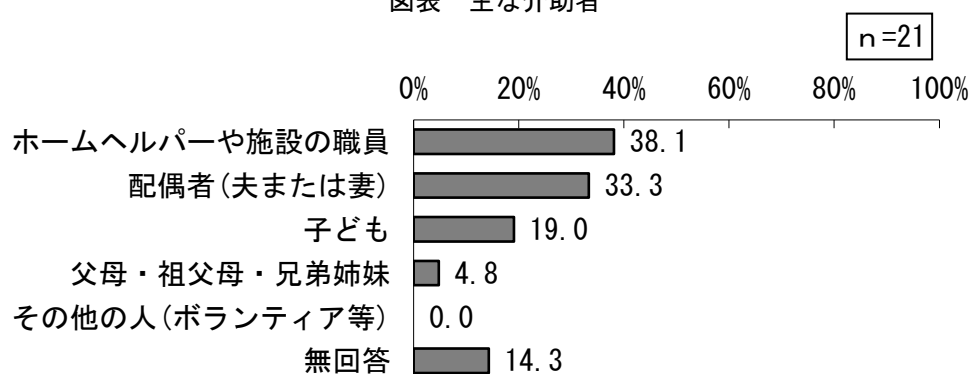
図表 精神障害者保健福祉手帳の所持



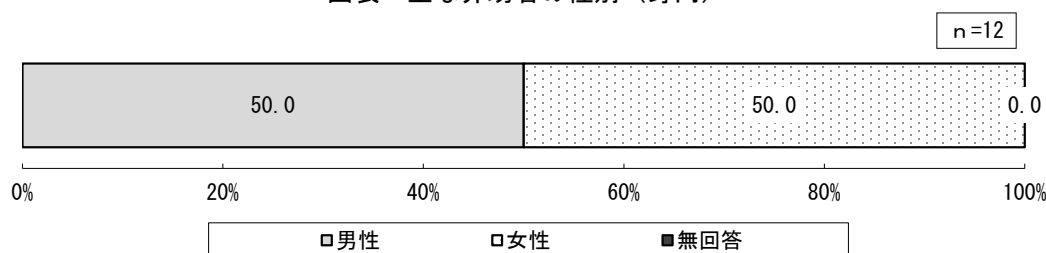
(3) 家族などについて

- ◎ 日常生活において介助が必要と回答した方（n=21）の主な介助者は、「ホームヘルパーや施設の職員」が 38.1% で最上位となっています。
- ◎ 配偶者など身内が主な介助者となっている方（n=12）の主な介助者の性別は、「男性」、「女性」とともに 50.0% となっています。
- ◎ 配偶者など身内が主な介助者となっている方（n=12）の主な介助者の年齢は、「80 歳代」が 33.3% で最上位となっています。

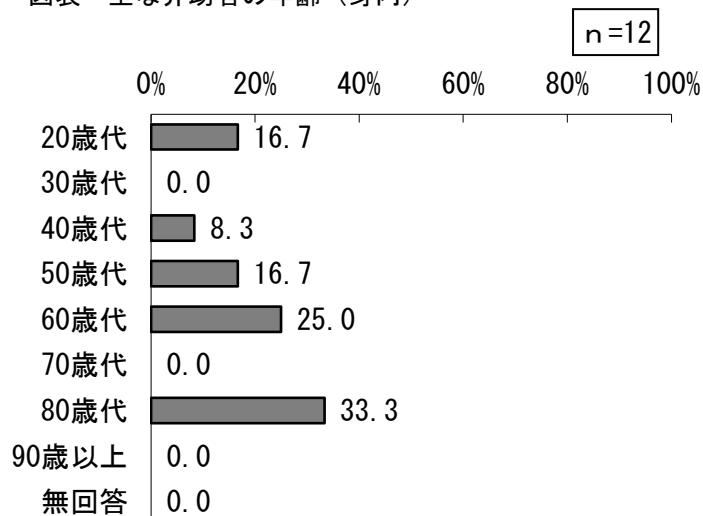
図表 主な介助者



図表 主な介助者の性別（身内）



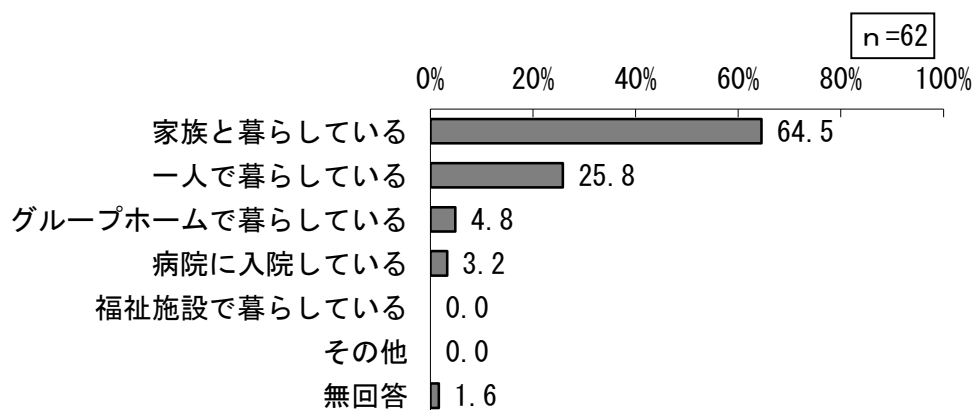
図表 主な介助者の年齢（身内）



(4) “住まい” や “暮らし” について

- ◎ 暮らしている場所は、「家族と暮らしている」が 64.5%で最上位となっています。
- ◎ 暮らしている場所別に、希望する暮らしを送るためにあればよい支援をみると、一人で暮らしている方は「障がい者に適した住居の確保」が、家族と暮らしている方は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が、グループホームで暮らしている方は「相談対応等の充実」、「コミュニケーションについての支援」がそれぞれ最上位となっています。

図表 暮らしている場所



図表 希望する暮らしを送るためにあればよい支援（暮らしている場所別）

	障がい者に 適した住居 の確保	必要な在宅 サービスが 適切に利用 できること	経済的な 負担の軽減	相談対応等 の充実	地域住民等 の理解	コミュニ ケーションに ついての支援	その他	無回答
全体 (n=62)	27.4%	30.6%	25.8%	16.1%	9.7%	14.5%	9.7%	24.2%
一人で暮らしている (n=16)	37.5%	25.0%	31.3%	18.8%	18.8%	18.8%	6.3%	31.3%
家族と暮らしている (n=40)	25.0%	35.0%	25.0%	12.5%	5.0%	10.0%	7.5%	20.0%
グループホームで 暮らしている (n=3)	33.3%	33.3%	33.3%	66.7%	33.3%	66.7%	0.0%	33.3%
福祉施設で暮らして いる (n=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
病院に入院している (n=2)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
その他 (n=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(5) 日中活動や就労について

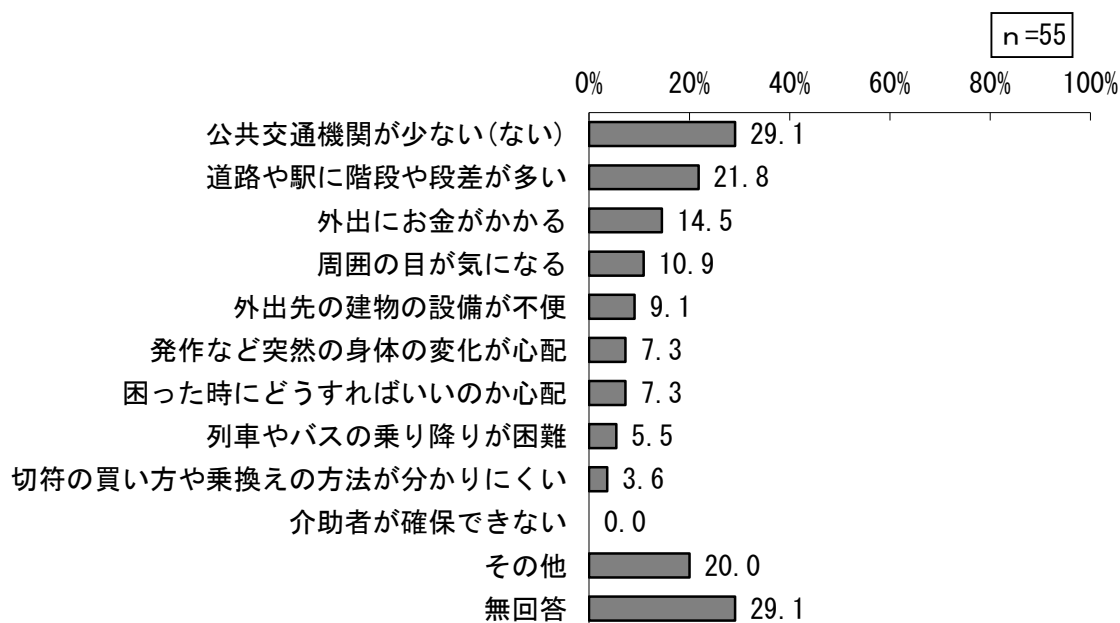
① 外出について

- ◎ 1 週間の外出頻度を男女別にみると、男性は「毎日外出する」が、女性は「1 週間に数回外出する」がそれぞれ最上位となっています。
- ◎ 普段外出することがある方 (n=55) の外出の際に困っていることは、「公共交通機関が少ない (ない)」が 29.1% で最上位となっています。

図表 1 週間の外出頻度 (性別)

	毎日外出する	1 週間に数回 外出する	めったに 外出しない	全く外出しない	無回答
全体 (n=62)	32.3%	41.9%	14.5%	4.8%	6.5%
男性 (n=24)	41.7%	33.3%	12.5%	8.3%	4.2%
女性 (n=38)	26.3%	47.4%	15.8%	2.6%	7.9%

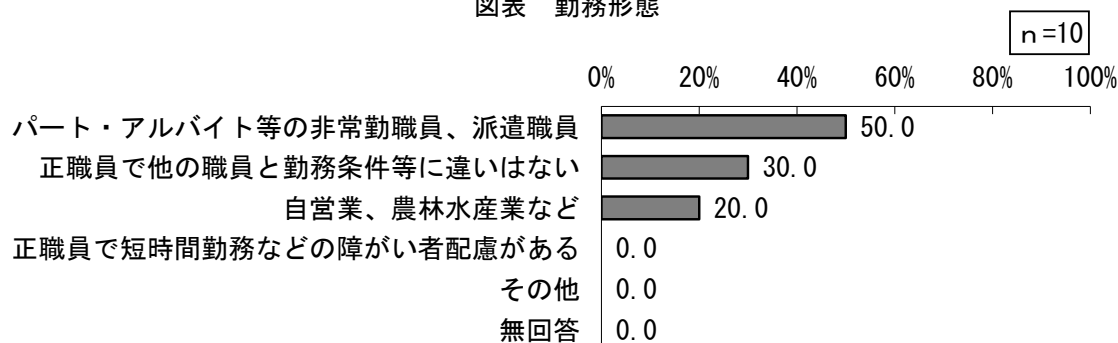
図表 外出の際に困ること



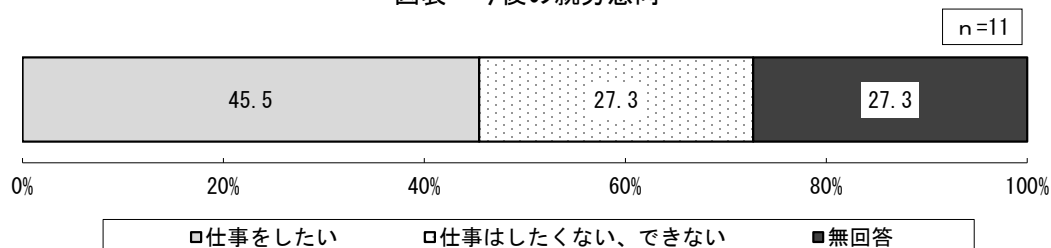
② 就労について

- ◎ 現在、就労している方（n=10）の勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が50.0%で最上位となっています。
- ◎ 現在、18～64歳で就労していない方（n=11）の今後の就労意向は、「仕事をしたい」が45.5%、「仕事はしたくない、できない」が27.3%となっています。
- ◎ 就労支援として必要だと思うことは、「職場の障がい者理解」、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」がともに29.0%で最上位となっています。

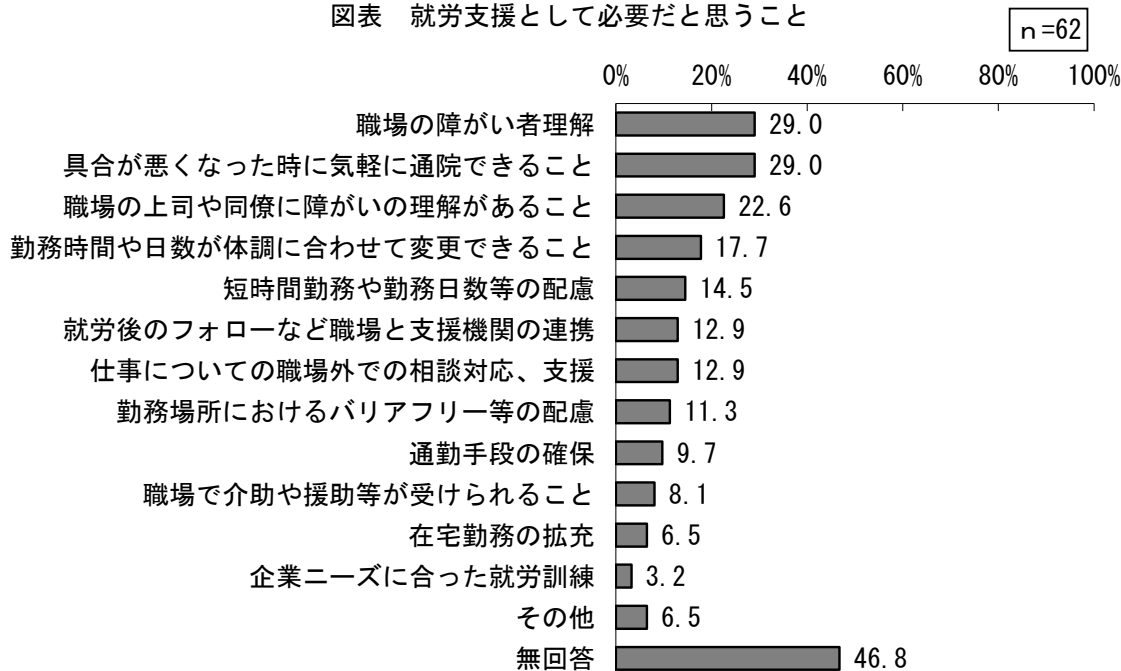
図表 勤務形態



図表 今後の就労意向



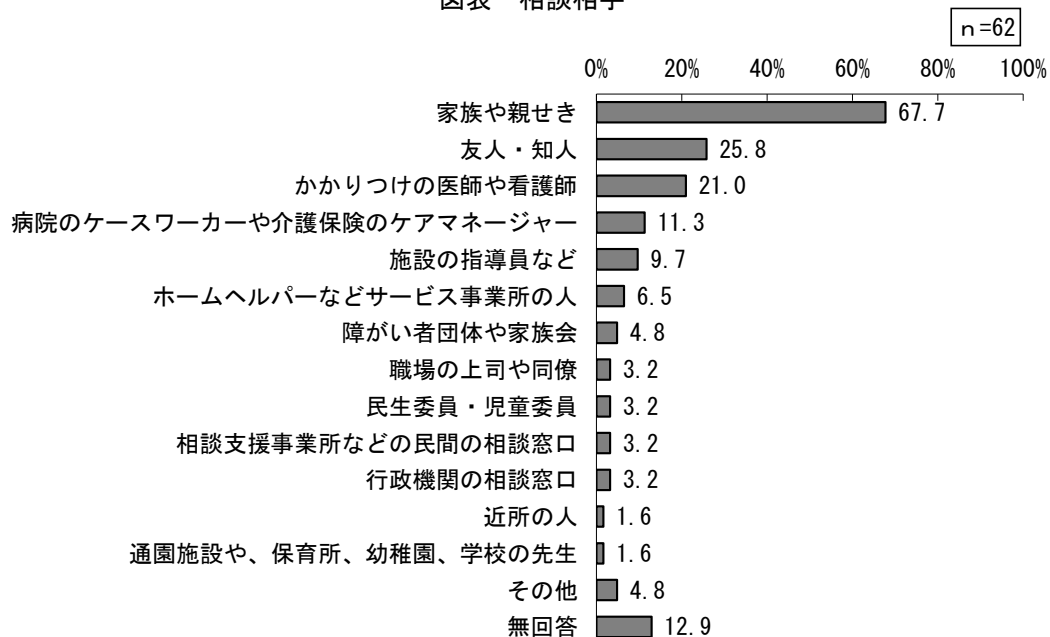
図表 就労支援として必要だと思うこと



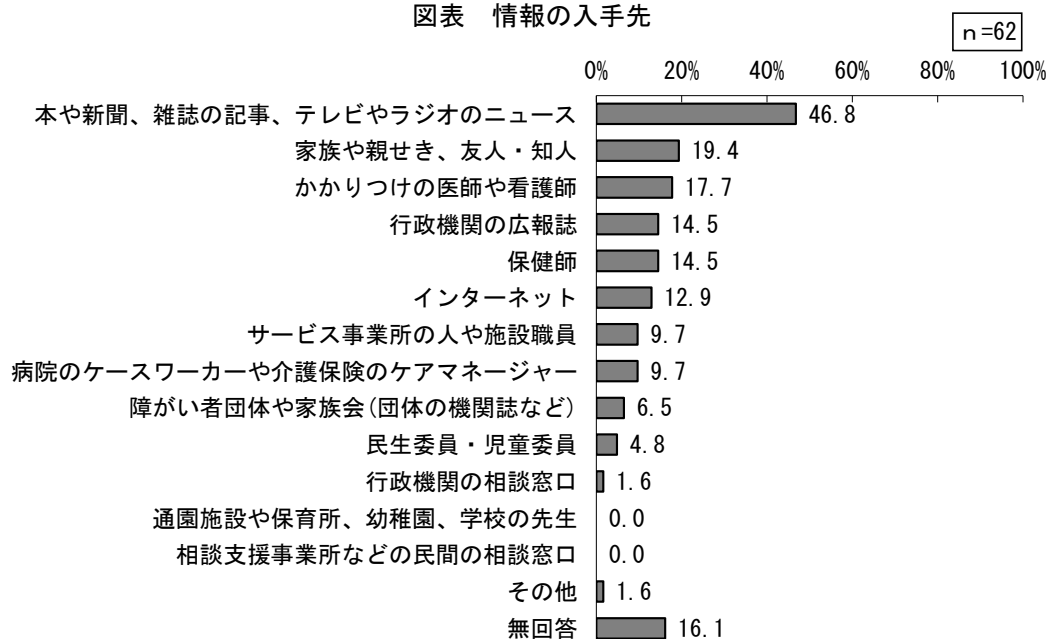
(6) 相談相手について

- ◎ 相談相手は、「家族や親せき」が67.7%で最上位となっています。
- ◎ 情報の入手先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が46.8%で最上位となっています。

図表 相談相手



図表 情報の入手先

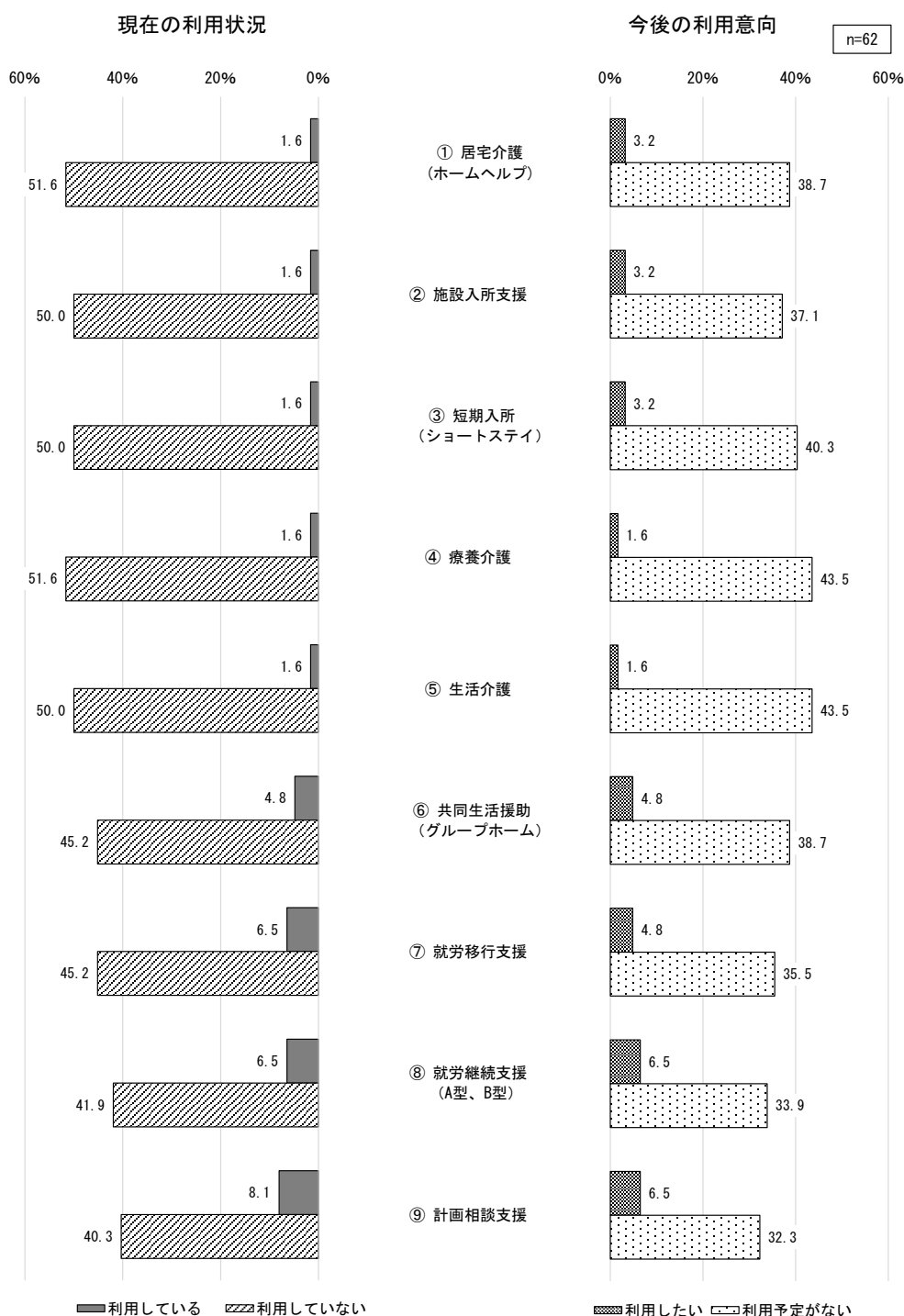


(7) サービスの利用について

◎ 「利用したことがある」サービスについては、「⑨ 計画相談支援」が8.1%で最も多く、「利用したことがない」サービスについては、「① 居宅介護（ホームヘルプ）」、「④ 療養介護」が51.6%で最も多くなっています。

◎ 今後「利用したい」サービスについては、「⑧ 就労継続支援（A型、B型）」、「⑨ 計画相談支援」が6.5%で最も多く、「今後の利用はない」サービスについては、「④ 療養介護」、「⑤ 生活介護」が43.5%で最も多くなっています。

図表 サービスの利用状況

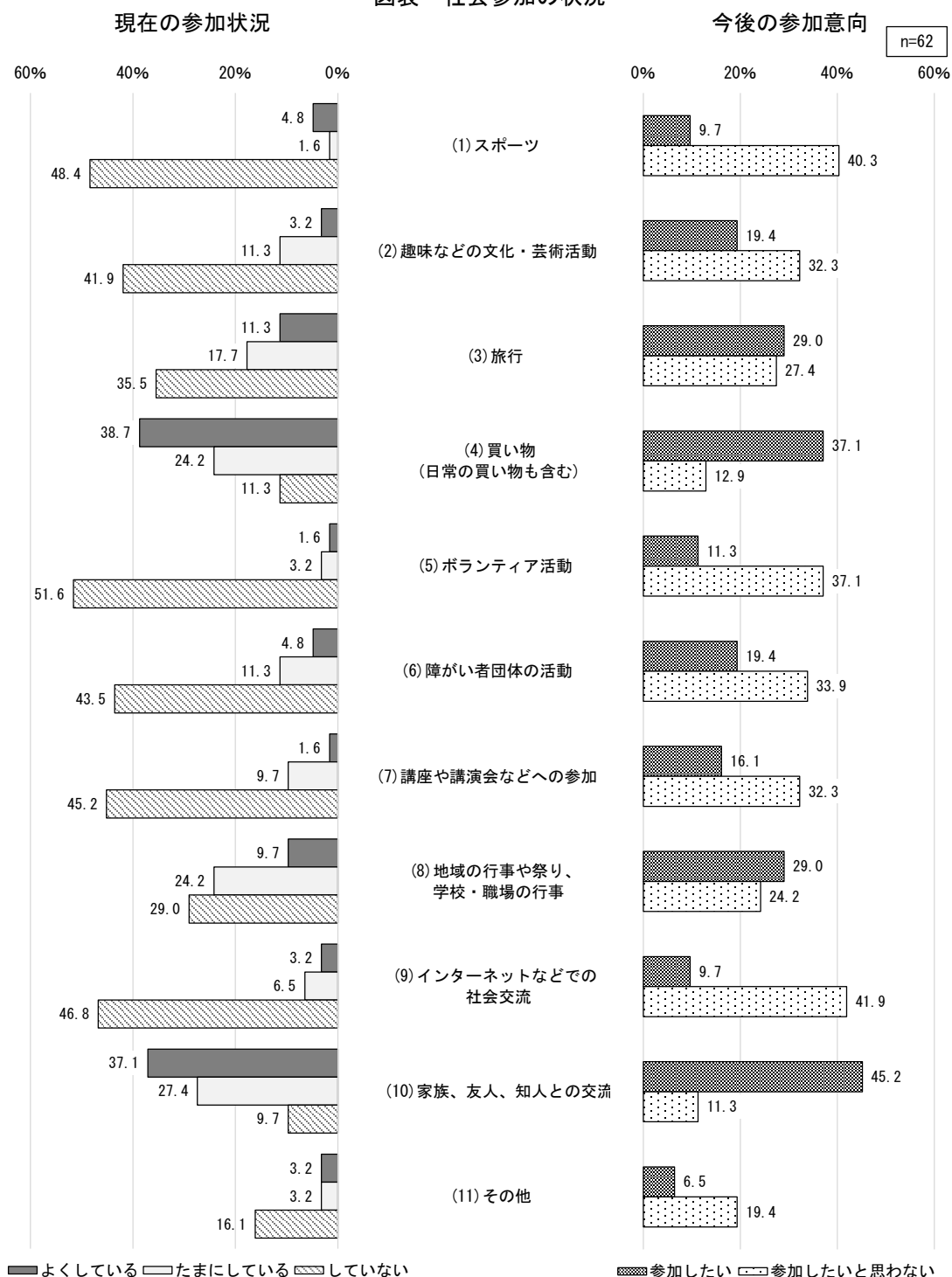


(8) 社会参加について

◎ 現在「よくしている」活動については、「(4) 買い物 (日常の買い物も含む)」が 38.7% で最も多く、「していない」活動については、「(5) ボランティア活動」が 51.6% で最も多くなっています。

◎ 今後「参加したい」活動については、「(10) 家族、友人、知人との交流」が 45.2% で最も多く、「参加したいと思わない」活動については、「(9) インターネットなどでの社会交流」が 41.9% で最も多くなっています。

図表 社会参加の状況



（９）障がいのある人への理解・権利擁護について

① 関心や理解について

- ◎ 障がいのある方への関心や理解については、「ある（ある+どちらかといえばある）」が 53.3%、「ない（ない+どちらかといえはない）」が 29.1%となっています。
- ◎ 男女別にみると、男性の「ある（ある+どちらかといえばある）」は 54.1%、女性の「ある（ある+どちらかといえばある）」は 52.6%となっています。
- ◎ 年代別にみると、年代が上がるにつれて「ない（ない+どちらかといえはない）」の割合は減少傾向となっています。

図表 障がいのある方への関心や理解（性別、年代別）

	ある	どちらかといえ ばある	どちらかといえ ばない	ない	無回答
全体（n=62）	19.4%	33.9%	19.4%	9.7%	17.7%
男性（n=24）	20.8%	33.3%	20.8%	16.7%	8.3%
女性（n=38）	18.4%	34.2%	18.4%	5.3%	23.7%
18～29 歳（n=3）	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%
30 歳代（n=1）	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
40 歳代（n=4）	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%
50 歳代（n=6）	16.7%	33.3%	33.3%	16.7%	0.0%
60 歳代（n=13）	15.4%	46.2%	23.1%	15.4%	0.0%
70 歳代（n=19）	21.1%	36.8%	21.1%	5.3%	15.8%
80 歳代（n=14）	28.6%	21.4%	14.3%	0.0%	35.7%
90 歳以上（n=2）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

② 制度などについて

- ◎ 成年後見制度の認知は、「聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.6%で最上位となっています。
- ◎ 男女別に成年後見制度の認知をみると、男性は「知らない」が、女性は「聞いたことがあるが、内容は知らない」がそれぞれ最上位となっています。また、年代別にみると、「内容を知っている」の割合が最も高い年代は60歳代(53.8%)となっています。
- ◎ 合理的配慮という言葉聞いたことの有無は、「聞いたことがある」が16.1%、「聞いたことはない」が62.9%となっています。
- ◎ 男女別、年代別に合理的配慮という言葉聞いたことの有無をみると、すべて「聞いたことはない」の割合が上回っています。

図表 成年後見制度の認知（性別、年代別）

	内容を知っている	聞いたことがあるが、 内容は知らない	知らない	無回答
全体 (n=62)	21.0%	30.6%	27.4%	21.0%
男性 (n=24)	25.0%	25.0%	29.2%	20.8%
女性 (n=38)	18.4%	34.2%	26.3%	21.1%
18～29 歳 (n=3)	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%
30 歳代 (n=1)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
40 歳代 (n=4)	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%
50 歳代 (n=6)	0.0%	16.7%	66.7%	16.7%
60 歳代 (n=13)	53.8%	38.5%	7.7%	0.0%
70 歳代 (n=19)	10.5%	42.1%	21.1%	26.3%
80 歳代 (n=14)	7.1%	35.7%	28.6%	28.6%
90 歳以上 (n=2)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

図表 合理的配慮という言葉聞いたことの有無（性別、年代別）

	聞いたことがある	聞いたことはない	無回答
全体 (n=62)	16.1%	62.9%	21.0%
男性 (n=24)	25.0%	66.7%	8.3%
女性 (n=38)	10.5%	60.5%	28.9%
18～29 歳 (n=3)	0.0%	66.7%	33.3%
30 歳代 (n=1)	0.0%	100.0%	0.0%
40 歳代 (n=4)	25.0%	75.0%	0.0%
50 歳代 (n=6)	16.7%	66.7%	16.7%
60 歳代 (n=13)	23.1%	76.9%	0.0%
70 歳代 (n=19)	26.3%	52.6%	21.1%
80 歳代 (n=14)	0.0%	64.3%	35.7%
90 歳以上 (n=2)	0.0%	0.0%	100.0%

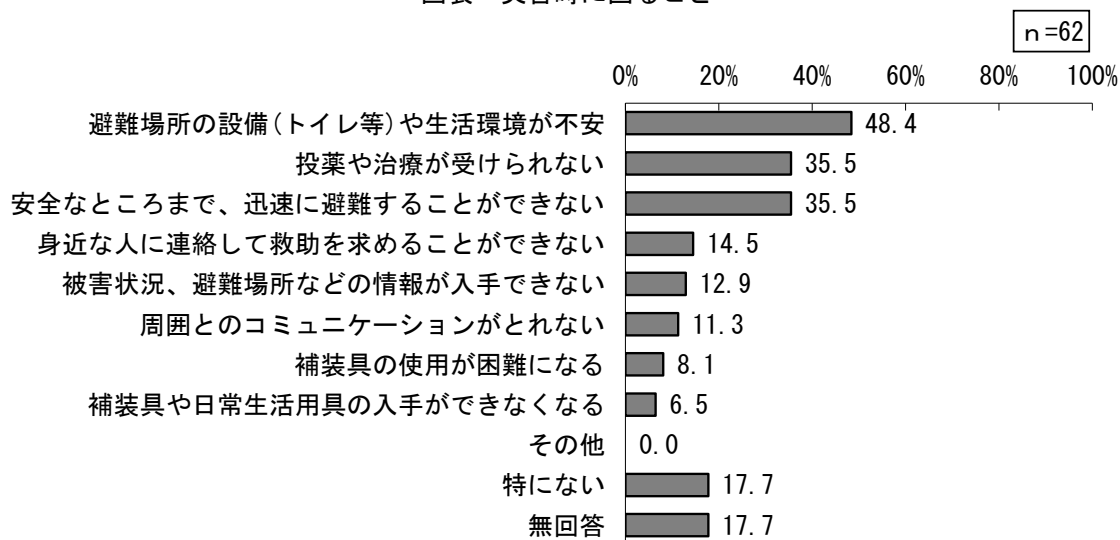
(10) 災害時の避難等について

- ◎ 近所の人からの援助は、「いる」が30.6%、「いない」が24.2%となっています。
- ◎ 居住地区別に近所の人からの援助をみると、「いる」の割合が最も高い地区は上問寒・中間寒・問寒別（問寒別市街を除く）（66.7%）となっています。
- ◎ 災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が48.4%で最上位となっています。

図表 近所の人からの援助（居住地区別）

	いる	いない	わからない	無回答
全体（n=62）	30.6%	24.2%	30.6%	14.5%
幌延市街（n=40）	25.0%	30.0%	32.5%	12.5%
北進・下沼・字幌延（幌延市街を除く）（n=8）	37.5%	0.0%	37.5%	25.0%
上幌延・開進・雄興（n=6）	16.7%	33.3%	16.7%	33.3%
問寒別市街（n=2）	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
上問寒・中間寒・問寒別（問寒別市街を除く）（n=6）	66.7%	16.7%	16.7%	0.0%

図表 災害時に困ること



(11) 幌延町で生活を送るために

① 幸福感

- ◎ 幸福感は、「普通」が35.5%で最上位となっています。
- ◎ 男女別にみると、男性は「普通」が、女性は「幸せ」、「普通」がそれぞれ最上位となっています。
- ◎ 年代別にみると、「幸せ（とても幸せ+幸せ）」の割合が最も低い年代は50歳代（16.7%）となっています。

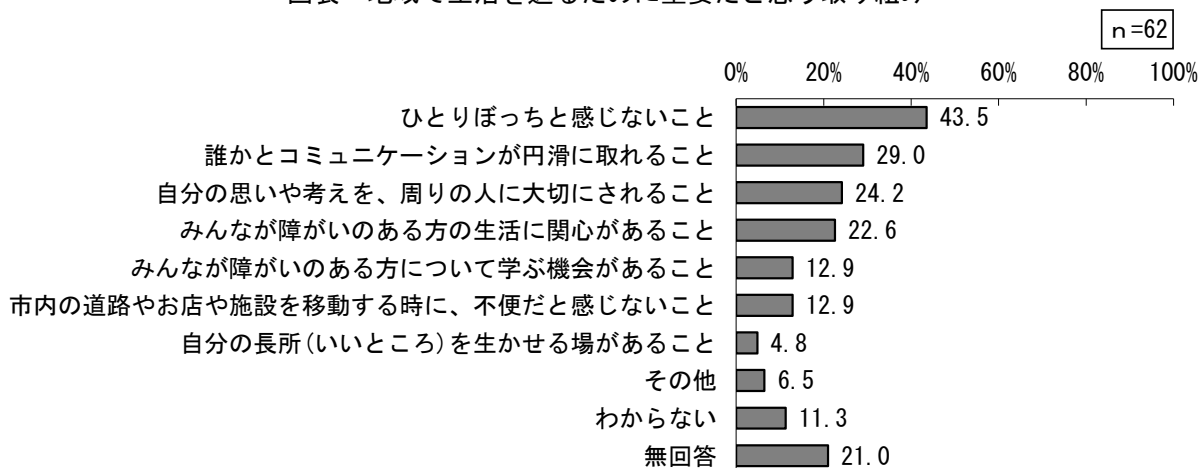
図表 幸福感（性別、年代別）

	とても幸せ	幸せ	ちょっと幸せ	普通	不幸	とても不幸	無回答
全体（n=62）	12.9%	30.6%	6.5%	35.5%	1.6%	0.0%	12.9%
男性（n=24）	25.0%	25.0%	4.2%	37.5%	0.0%	0.0%	8.3%
女性（n=38）	5.3%	34.2%	7.9%	34.2%	2.6%	0.0%	15.8%
18～29 歳（n=3）	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
30 歳代（n=1）	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
40 歳代（n=4）	25.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
50 歳代（n=6）	16.7%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%
60 歳代（n=13）	23.1%	46.2%	0.0%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%
70 歳代（n=19）	0.0%	42.1%	10.5%	26.3%	0.0%	0.0%	21.1%
80 歳代（n=14）	14.3%	28.6%	7.1%	35.7%	0.0%	0.0%	14.3%
90 歳以上（n=2）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

② 地域で生活を送るために

- ◎ 地域で生活を送るために重要だと思う取り組みは、「ひとりぼっちと感じないこと」が43.5%で最上位となっています。
- ◎ 年代別にみると、全体で最上位となっている「ひとりぼっちと感じないこと」のほかに「自分の思いや考えを、周りの人に大切にされること」も多く挙がっています。

図表 地域で生活を送るために重要だと思う取り組み



図表 地域で生活を送るために重要だと思う取り組み（年代別：上位2位）

	第1位	第2位
18～29 歳 (n=3)	みんなが障がいのある方について学ぶ機会があること 自分の思いや考えを、周りの人に大切にされること 66.7%	
30 歳代 (n=1)	みんなが障がいのある方の生活に関心があること みんなが障がいのある方について学ぶ機会があること 自分の思いや考えを、周りの人に大切にされること 66.7%	
40 歳代 (n=4)	ひとりぼっちと感じないこと 29.2%	自分の思いや考えを、周りの人に大切にされること 誰かとコミュニケーションが円滑に取れること 20.8%
50 歳代 (n=6)	みんなが障がいのある方の生活に関心があること 50.0%	自分の思いや考えを、周りの人に大切にされること 33.3%
60 歳代 (n=13)	ひとりぼっちと感じないこと 30.8%	市内の道路やお店や施設を移動する時に、不便だと感じないこと 23.1%
70 歳代 (n=19)	ひとりぼっちと感じないこと 57.9%	誰かとコミュニケーションが円滑に取れること 47.4%
80 歳代 (n=14)	ひとりぼっちと感じないこと 50.0%	自分の思いや考えを、周りの人に大切にされること 誰かとコミュニケーションが円滑に取れること 24.4%
90 歳以上 (n=2)	誰かとコミュニケーションが円滑に取れること 市内の道路やお店や施設を移動する時に、不便だと感じないこと ひとりぼっちと感じないこと 50.0%	

第 2 部

幌延町障がい者基本計画

第2部 幌延町障がい者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定における方向性の整理

幌延町の障がい者福祉を取り巻く現状と今後の見込み等を踏まえ、障がい者基本計画の策定における方向性を以下のとおり整理します。

(1) 一人ひとりのニーズに合った支援体制の構築

年齢、性別、家庭環境、障がいの程度や特性、生活状況など一人ひとりの環境が異なり、それぞれが日々の生活を過ごす中で支援や福祉サービスに求められるニーズは多様化、複雑化する傾向にあります。

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活が送れるよう、実施事業の周知に努めるとともに、適切な支援が提供できる体制の構築を進める必要があります。

(2) 誰もが安心安全に暮らせるまちづくり

障がいの早期発見・早期支援を図るため、それぞれの状況や成長段階に合わせた妊娠期からの切れ目のない支援を充実させることが重要となります。

併せて、障がいのある人に適した住居の確保や道路、公共施設のバリアフリー化などハード面の整備を進める必要があります。

また、アンケート調査によると、災害時など近所に援助してくれる人がいるか「わからない」と答えた人や、避難場所の設備に不安を抱える人が多いことから、非常事態を見据えた支援体制の構築、環境整備が求められています。

(3) 認め合い、支え合える社会の実現に向けて

アンケート調査によると、「合理的配慮」について、年齢、性別によらず認知度が低く、「成年後見制度」についても内容まで知っている人は少ない状況です。正しい知識の提供や障がい者福祉への理解の促進・普及啓発の取り組みを推進する必要があります。

また、同じくアンケート調査では、地域で生活を送るために重要だということとして、「ひとりぼっちと感ぜないこと」やコミュニケーションに関することが上位に挙がっていることから、社会的な孤立にならないよう支援に取り組む必要があります。

2 基本理念

幌延町町政の最上位計画である第6次幌延町総合計画では、基本構想において「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ！～笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべ～」を将来像として定め、住民一人ひとりの創意工夫を集結した魅力あるまちづくりを進めています。

この将来像の実現を目指し、障がい福祉分野の基本となる幌延町障がい者基本計画では、幌延町に住む一人ひとりが自分らしく、世代や性別、障がいのあるなしといった垣根を越えて、住民同士の支え合いにより優しさや安心に包まれて暮らし続けることができるよう、基本理念を「誰もが自分らしく やさしさに包まれて暮らすことができるまち ほろのべ」と定め、福祉にかかる施策や事業を推進します。

= 基 本 理 念 =

誰もが自分らしく

やさしさに包まれて暮らすことができるまち

ほろのべ

3 基本目標

障がい者基本計画における基本理念の実現のため、次の 3 つの基本目標を設定して施策を展開します。

基本目標 1 自立した地域生活への支援

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送り続けるために、障がい者自立支援制度の普及啓発や相談支援体制の整備に努めるとともに、一人ひとりのニーズに対応できるよう支援体制の構築を図ります。

また、地域での自立した生活を送るために就労に関する支援体制のあり方など検討を続けます。

基本目標 2 安心して生活できるまちづくり

地域で安心した生活を送るため、地域医療体制の整備や、保健・医療など関係機関の連携による、障がいの早期発見・早期支援を図り、一人ひとりの状況やライフステージに合わせた切れ目のない支援体制の充実、強化に努めます。

また、地域で安全に安定した生活を送るため、住居にかかる支援や道路、公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、災害時などを見据えた支援体制の構築、環境整備を推進します。

基本目標 3 地域でともに生きる

障がいのある人もない人も個人の人権が守られ、一人ひとりの個性が尊重される社会を目指し、社会的障壁を取り除くための啓発活動の推進や理解促進に努めるとともに、住民が積極的に地域社会と関わり、社会的な孤立を防止できるよう支援体制の構築を推進します。

また、家庭内や施設内の虐待は潜在化しやすいことから、関係機関の連携や地域全体で見守る体制の整備に努めます。

4 施策体系

本計画における施策体系は以下のとおりです。

図表 施策体系

基本目標 1 自立した地域生活への支援

施策	事業・取り組み
1-1 生活支援の充実	1-1-1 生活支援体制整備の充実 1-1-2 相談支援体制の充実 1-1-3 幌延町成年後見支援センター 1-1-4 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実 1-1-5 意思疎通支援の充実 1-1-6 サービス提供人材の養成・確保 1-1-7 年金等、生活安定施策の充実
1-2 就労支援	1-2-1 企業、行政等が一体となった応援体制の構築 1-2-2 一般就労の推進

基本目標 2 安心して生活できるまちづくり

施策	事業・取り組み
2-1 保健・医療体制の整備	2-1-1 適切な保健・医療の提供 2-1-2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 2-1-3 精神障がいのある人など特性に応じた支援の充実
2-2 療育・教育支援の充実	2-2-1 障がいのある子どもに対する支援の充実 2-2-2 学校教育の充実 2-2-3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実
2-3 安心安全な生活環境の整備	2-3-1 住まい・まちづくりの推進 2-3-2 交通機関等の整備促進 2-3-3 防災・防犯対策の推進

基本目標 3 地域でともに生きる

施策	事業・取り組み
3-1 権利擁護の推進	3-1-1 権利擁護の推進・虐待の防止 3-1-2 成年後見制度等の活用促進 3-1-3 普及・啓発による理解促進 3-1-4 地域福祉活動の推進
3-2 社会参加への取り組み	3-2-1 社会参加の促進 3-2-2 スポーツ・文化活動の振興 3-2-3 選挙等における配慮

第2章 施策・取り組みの展開

基本目標1 自立した地域生活への支援

1-1 生活支援の充実

1-1-1 生活支援体制整備の充実

地域で生活する障がいのある人の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点」の整備に向けて、宗谷圏域の協議会と調整を図っています。

1-1-2 相談支援体制の充実

社会福祉法人幌延福祉会が運営している障害者相談支援事業所「ひだまり」に相談支援事業を委託しており、地域において気軽に相談ができるよう体制整備に努めています。

また、障がいのある人や障がい事業所等で勤務経験のある人に相談員になっていただくことで、より本人に寄り添った相談対応ができるよう障がい者相談員を配置しています。

各市町村担当者や関係者が集まる、宗谷圏域の協議会に参加することにより、各市町村の取り組みや個別ケースの情報共有を図るとともに、圏域内の連携強化に努めています。

1-1-3 幌延町成年後見支援センター

知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人の成年後見制度の利用を促進するため、幌延町社会福祉協議会に成年後見支援センターを委託し、社会福祉協議会や保健師等と連携して対象者の把握や支援につなげています。

1-1-4 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

幌延町においては、障害者総合支援法に基づき各種障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供に努めていますが、小規模自治体ということもあり、提供可能となるサービスには限りがある状況です。しかしながら、福祉サービスや支援に対するニーズは多岐にわたることから、サービス提供事業者、相談支援支援事業所、保健師等と情報共有を図り、解決方法等について検討を行っています。

また、小規模自治体の特性を活かし、サービス提供事業者である幌延町社会福祉協議会や幌延福祉会との連携等は密に行えており、サービス利用者の声については直接伝えることができる状況です。そうしたことから、サービス提供につい

て、関係者による協議・検討も適宜行っています。

1-1-5 意思疎通支援の充実

視覚障がいのある人への支援として、内閣府政府広報室から発行されている、点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を窓口に配置しています。

また、聴覚障がいのある人へは、手話通訳広域派遣体制により、利用者の様々なニーズに対応できる支援体制の整備を図っています。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
コミュニケーション支援事業	法に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、手話通訳及び要約筆記の方法により、聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

1-1-6 サービス提供人材の養成・確保

サービス提供事業者からの求人依頼があった際に、町の告知端末機を活用して周知を図っています。

また、北海道などが福祉職場説明会等を開催するタイミングに合わせ、ポスター掲示、チラシの設置を行うなど、福祉関係の就労に対して意識の高揚を図っています。

提供サービスの質の向上を図るため、国や北海道、各事業者による研修会等が開催される際には、チラシの設置や関係機関への情報提供を行い、研修機会の周知に努めています。

1-1-7 年金等、生活安定施策の充実

障害年金については、手帳取得時に担当課と連携して情報提供に努めています。そのほか、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、燃料費など冬期間の増嵩経費に対する支援や調理が困難な障がい者世帯等を対象に定期的な給食サービスの提供などを実施しています。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
幌延町冬の生活応援事業	高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得者世帯に対し、灯油価格高騰時の冬季採暖用燃料購入費の一部を助成することで当該世帯の冬の生活支援が図られることによる、在宅での生活安定及び福祉の増進を目的とする。
幌延町高齢者等給食サービス事業	調理が困難な在宅の高齢者及び障がい者が住み慣れた地域で引き続き生活していくことを支援することを目的とし、健康で自立した生活が送ることができるよう、居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。

1-2 就労支援

1-2-1 企業、行政等が一体となった応援体制の構築

「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年「幌延町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」を策定して、各課に周知しています。

1-2-2 一般就労の推進

北海道障害者職業能力開発校を広報にて紹介し、入校案内やパンフレットの窓口配置等を行うなど、職業能力開発校と連携して障がいのある人の雇用を促進しています。

また、高等養護学校教諭と連携して、高等養護学校 3 年生が卒業後に円滑に就労継続 B 型の利用ができるよう、就労移行支援を活用しています。

町内の障がいのある人から相談があった際に、迅速に対応できるよう体制整備に努めています。

基本目標 2 安心して生活できるまちづくり

2-1 保健・医療体制の整備

2-1-1 適切な保健・医療の提供

保健サービスの円滑な提供にあたり、医療機関や保健師等と連携して、必要とする人が適切な医療・保健サービスとつながるよう努めています。

そのほか、医療等を必要とする障がいのある人の経済的な負担が軽減するよう、交通費の助成等を実施しており、事業の継続に努めるとともに、広報による周知を行います。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
幌延町心身障がい者（児）等通院（所）交通費等助成金交付	心身障がい者（児）等が治療、検査、自立促進及び発達支援のために幌延町内を除く北海道内の専門医療機関及び通所施設等へ通院または通所に要する費用の一部を助成することにより、福祉の増進、社会復帰の促進と自立、発達支援及びその世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2-1-2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

母子手帳交付時から保健師が寄り添い、「妊婦指導事業」、「すくすく健診」、「すくすくキッズ」、「各年齢児健診」等の各種事業を通じた支援を行っており、必要時には医療機関への受診や支援センター等への利用につなげています。

中高年期の疾病予防、生活習慣病の予防については、胃がん・大腸がん・子宮がん・前立腺がん等の各種がん検診のほか、特定健康診査などを実施しています。

また、うつ病をはじめとする精神疾患について「こころの健康対策事業」として、メンタルヘルス講演会やこころの相談窓口ステッカーの配置、自殺予防週間の広報等を行っており、引き続き、保健所や医療機関と連携しながら推進します。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
妊婦指導事業	妊婦健診の助成手続きに来所する機会をとらえ、母子手帳交付時、中期（16週～20週頃）、後期（28週～32週頃）にリーフレット子育て用品の見本等を活用して面接を行います。
すくすく健診（乳幼児健診）	乳幼児の成長発達経過を把握し、それに応じた日常生活の自立、発達課題の獲得ができるように育児について支援するとともに、家庭を健康づくりの基盤にできるよう、育児や疾病予防に関する情報提供等を行います。
すくすくきッズ（健康支援や療育に関する指導・相談・情報提供）	乳幼児健診で筋緊張・過敏など気になるところのある子ども、発達面で経過観察中の子ども、保護者から成長・発達で相談のあった子どもを対象に、年4回、作業療法士から子どもへの関わり方のアドバイスを行います。
こころの健康対策事業	住民自身が、自殺、またその背景にある心の健康問題、その対応策などを知ることにより、自分や周囲がそのような状況に陥った時に、相談などの行動に結びつけることができることを目指して行います。

2-1-3 精神障がいのある人など特性に応じた支援の充実

宗谷地域を圏域としている、精神障がい者地域生活支援センターや宗谷圏域障害者総合相談支援センターと連携しながら、圏域内での方策について協議等を行っています。

引き続き、各センターと連携するとともに、町内のサービス事業者や幌延町自立支援協議会等とも連携して、有効な施策について検討します。

2-2 療育・教育体制の充実

2-2-1 障がいのある子どもに対する支援の充実

各種検診時に発達等に気になる子どもがいた場合、成長（発達）段階においてこども園（子育て支援センター）、教育委員会、福祉部局等、医療機関との連携して情報共有を図り、適切な支援につながるよう努めています。

また、子育て支援ファイルを活用して、成長段階における支援内容等を記録し、保護者や支援者が支援内容について、常に把握できるようにしており、一人ひとりに応じた支援の提供に努めています。

留萌北部地域子ども発達支援センターを利用している子どもについては、相談支援事業所やセンター職員も加え、こども応援会議を実施し、保護者の現在の悩みや今後の希望を直接お聞きし、各支援者において今後の支援について協議・共有を図っています。

このほか、町が委託契約している相談支援事業所「ひだまり」の「ひだまりの会」では、体験型の事業の実施や専門職による運動教室、研修会の情報提供等を定期的に行っています。

2-2-2 学校教育の充実

特別支援教育の充実として、「特別支援教育専門部会議の実施」、「特別支援教育コーディネーターによる相談事業」、「特別支援教育連携セミナーの実施」の実施や幌延小学校に支援員を2名配置し、サポート体制の整備に努めています。

また、総合的な学習の時間を活用して特別養護老人ホームへの訪問等を行い、地域との交流の機会を創出しています。

2-2-3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

在宅障がい児者巡回療育相談事業を、希望する家族へ実施することにより、町外における関係機関との連携及び支援体制の強化を図り、家族の精神的な安心感にもつなげています。

2-3 安心安全な生活環境の整備

2-3-1 住まい・まちづくりの推進

知的障がいのある人などが共同で生活を行うグループホームは町内に複数箇所あり、社会福祉法人幌延福祉会が運営しています。運営法人と連携を図るとともに、地域で生活する障がいのある人の住居が守られるよう老朽化等に伴う建て替えに対して支援しています。

そのほか、町内施設整備に合わせ道路等の段差解消、既存の公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進し、安心・安全な外出、施設利用が可能となるよう努めています。

2-3-2 交通機関等の整備促進

町内輸送事業者との調整を図りながら、道路輸送法に基づく福祉有償運送を行っています。また、移動支援事業を幌延町社会福祉協議会に委託しており、移動手段の確保に努めています。

2-3-3 防災・防犯対策の推進

障害者手帳の所持者や高齢者を対象に、要援護者台帳を作成しており、災害時等に備え関係機関（者）と情報を共有しています。引き続き、緊急時に迅速な対応ができるよう、情報を毎月更新するとともに、適宜情報共有を図るなど支援体制の構築に努めます。

また、日常の防犯対策として、相談支援事業所やサービス提供事業所、保健師、民生委員と連携し、見守りを行っています。

基本目標 3 地域でともに生きる

3-1 権利擁護の推進

3-1-1 権利擁護の推進・虐待の防止

手帳交付・障がい福祉サービス受給決定時などに利用できるよう、庁内に権利擁護や虐待に関する相談窓口を設置しており、町内事業者、保健師、民生委員等と連携しながら相談対応にあたっています。

また、庁内相談窓口に加え、社会福祉法人幌延福祉会が運営している障害者相談支援事業所「ひだまり」において、幅広い相談支援を行っています。

現状の相談支援体制を維持するとともに、「幌延町障害者自立支援協議会」を活用して、公正・中立な支援体制の構築に努めます。

3-1-2 成年後見制度等の活用促進

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分ではない人の成年後見制度の利用を促進するため、必要な経費について助成事業の活用を促すとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための取り組みについて支援しています。

引き続き、幌延町成年後見支援センター等の関係機関と協力して利用者の把握及び効果的な実施に努めます。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
幌延町成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用に要する経費について、助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる障がい者に対し、費用を助成することにより、制度の利用を支援することを目的とする。

3-1-3 普及・啓発による理解促進

国や北海道から配布される、チラシ・ポスター・パンフレット等を活用して障がいに関する正しい知識の普及・啓発を行い、差別の解消に努めています。

また、福祉関連書誌の窓口配置、国や北海道で募集している障がい関連をテーマとした体験作文・ポスター募集等を窓口、学校等で周知することにより福祉について考えるきっかけづくりとしました。

引き続き、正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民に対して、障がいに関する理解を深めるための研修会やイベントの開催等の実施を検討します。

3-1-4 地域福祉活動の推進

「障害者週間」や行事等については庁舎内にポスターを掲示したり、町広報誌を通じて啓発に努めるなど、住民の地域福祉活動への意識の高揚を図っています。

3-2 社会参加への取り組み

3-2-1 社会参加の促進

社会福祉法人幌延福祉会が実施する事業について、告知端末を活用して周知し、事業者と地域住民の交流や障がい者自身が地域住民と触れ合うことで社会参加の促進につなげています。

また、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域における自発的な取り組みを行う団体等に対し、補助金を交付し、活動を支援します。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
幌延町自発的活動支援事業補助金交付要綱	障がい者等が日常生活または社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域における自発的な取り組みを行う団体等に対し、幌延町補助金交付規則及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

3-2-2 スポーツ・文化活動の振興

北海道障がい者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会や各障がい福祉団体が実施している事業・文化活動について、広報やポスターの掲示により、スポーツ・文化活動に関する普及啓発に努めています。

3-2-3 選挙等における配慮

事前に障がい福祉サービス事業者と連携を図り、当日の投票時刻を調整することで選挙職員が的確に付き添うことが可能となり、スムーズな投票と本人の負担軽減につなげています。

また、点字用の投票道具を配置するなど、本人の意思を尊重した投票が可能となるよう努めます。

第 3 部

第 6 期障がい福祉計画

第3部 第6期障がい福祉計画

第1章 計画の振り返り

1 第5期幌延町障がい福祉計画の進捗状況

(1) 第5期障がい福祉計画の成果目標の進捗状況

国の指針に基づき設定した、第5期障害福祉計画の成果指標目標に対する進捗状況は以下のとおりです。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

図表 福祉施設入所者の地域生活への移行の進捗

項目	目標	実績（見込）	備考
【目標】 地域生活移行者数 （施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数）	0人	0人	該当者なし （年齢・能力面を考慮）
【目標】 入所者数 （入所者数の削減見込数）	0人	-1人	自然退所（死亡）のため

単位：（人）

	2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）
地域移行者数	0	0	0	0
施設入所者数	0	0	0	-1

※施設入所者数は各年度末

※令和2（2020）年度の数値は見込み

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

図表 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の進捗

項目	目標	実績（見込）	備考
【目標】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置	自立支援協議会の構成員として、保健・医療・福祉関係者が含まれており、協議会実施時ににおいて協議を行っている。
【目標】 入院後3か月の退院率 入院後6か月の退院率 入院後1年時点の退院率 在院期間1年以上の長期在院者数	0人	0人	対象者なし

成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

図表 地域生活支援拠点等の整備の進捗

項 目	目 標	実績（見込）	備考
【目標】 地域生活支援拠点の設置	設置	未設置	2020 年（令和 2 年）12 月末現在設置には至っておらず、設置について今後も宗谷圏域の協議会と調整を図る。

単位：（か所）

	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （令和元年度）	2020 年度 （令和 2 年度）
地域生活支援拠点数	0	0	0	0

※令和 2（2020）年度の数値は見込み

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

図表 就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数

項 目	目 標	実績（見込）	備考
【目標】 年間一般就労数	0 人	0 人	

単位：（人）

	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （令和元年度）	2020 年度 （令和 2 年度）
年間一般就労者数	0	0	0	0

※令和 2（2020）年度の数値は見込み

図表 就労移行支援事業の利用者数等

項 目	目 標	実績（見込）	備考
【目標】 就労移行支援事業利用者数	0 人	0 人	養護学校在学生の 3 年生が卒業後の進路検討のために利用するケースが多く、2018 年度（平成 30 年度）まで利用があったものの、2020 年度（令和 2 年度）の利用見込みなし。

単位：（人）

	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （令和元年度）	2020 年度 （令和 2 年度）
就労移行支援事業利用者数	1	1	0	0

※令和 2（2020）年度の数値は見込み

（２）障がい福祉サービスの利用状況

計画期間における各サービスの利用状況は以下のとおりです。

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるため重要なサービスです。

幌延町においては、居宅介護が主な利用となっています。

図表 訪問系サービスの見込み量と実績の比較

単位：上段（人） / 下段（時間）

	2018 年度 （平成 30 年度）		2019 年度 （令和元年度）		2020 年度 （令和 2 年度）	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
訪問系サービス	2	2.0	2	2.0	2	2.0
	130	31.0	130	46.1	130	53.6
居宅介護	2	2.0	2	2.0	2	2.0
	130	31.0	130	46.1	130	53.6
重度訪問介護	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0
同行援護	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0
行動援護	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0
重度包括	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※令和 2（2020）年度の数値は見込み

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練や介助のほか、在宅での介護者のレスパイトなどに対応するなど、地域での居場所として重要な拠点となるため、安定したサービス提供量の確保が求められます。

幌延町においては、生活介護、就労継続 A 型・B 型、療養介護が主な利用となっています。

図表 日中活動系サービスの見込み量と実績の比較

単位：上段（人） / 下段（人日）

	2018 年度 (平成 30 年度)		2019 年度 (令和元年度)		2020 年度 (令和 2 年度)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中活動系サービス	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	15.1
	332.0	297.8	332.0	315.6	332.0	338.0
生活介護	5	5.0	5	5.0	5	4.1
	98	86.2	98	89.2	98	105.3
自立訓練（機能訓練）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自立訓練（生活訓練）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自立訓練（宿泊型）	1	1	1	0	1	0
	30	30	30	0	30	0
就労移行支援	0	1.0	0	0.0	0	0.0
	0	4.0	0	0.0	0	0.0
就労継続 A 型	1	1.0	1	1.0	1	1.0
	22	21.3	22	20.4	22	20.8
就労継続 B 型	8	8.0	8	9.0	8	9.0
	176	156.3	176	176.0	176	181.9
就労定着支援		0.0		0.0		0.0
		0.0		0.0		0.0
療養介護	1	1.0	1	1.0	1	1.0
		30.0		30.0		30.0
短期入所	2	0.0	2	0.0	2	0.0
	6	0.0	6	0.0	6	0.0

※令和 2（2020）年度の数値は見込み

③ 居住系サービス

幌延町では、2019 年度（令和元年度）時点で、グループホームの利用が 8 人、施設入所支援の利用が 3 人となっています。

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取り組みであり、地域の理解を深め、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活の定着を図るため、総合的に取り組む必要があります。

図表 居住系サービスの見込み量と実績の比較

単位：上段（人） / 下段（人日）

	2018 年度 (平成 30 年度)		2019 年度 (令和元年度)		2020 年度 (令和 2 年度)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居住系サービス	10	10.0	11	11.0	11	10.3
		284.2		311.6		306.3
自立生活援助		0.0		0.0		0.0
		0.0		0.0		0.0
共同生活援助 (グループホーム)	7	7.0	8	8.0	8	7.6
		200.9		225.8		229.3
施設入所支援	3	3.0	3	3.0	3	2.7
		83.3		85.8		77.0

※令和 2（2020）年度の数値は見込み

④ 相談支援

幌延町での相談支援は、計画相談支援の利用が中心となっています。

2019 年（令和元年度）時点で地域移行支援、地域定着支援の利用はみられません。地域への移行、定着が進むにつれて、需要は高まっていくことが考えられるため、関係機関や地域自立支援協議会と連携して、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上に取り組む必要があります。

図表 相談支援の見込み量と実績の比較

単位：（人）

	2018 年度 (平成 30 年度)		2019 年度 (令和元年度)		2020 年度 (令和 2 年度)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	3	2.8	3	1.8	3	2.2
地域移行支援	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

※令和 2（2020）年度の数値は見込み

第2章 第6期計画の基本方針と成果指標

1 障がい福祉サービス提供体制確保の基本方針

本町における、障がい福祉サービス提供体制確保の基本方針は次のとおりです。

- ① 障がいの程度や種別にかかわらず、住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図ります。
- ② 障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。
- ③ 自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点や就労移行支援にかかるサービスの基盤強化に努めるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

2 2023年度（令和5年度）の成果指標

国の指針に準じて設定した成果指標は以下のとおりです。

成果指標1 施設入所者の地域生活への移行

国の方針は、2023年度（令和5年度）末時点の施設入所者の削減と、2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者数から一定割合で地域移行者を増やすことを数値目標として定めています。

幌延町の施設入所者の状況を考慮すると、2023年度（令和5年度）末までの地域移行は困難であると思われるため、地域生活移行者数及び施設入所者削減見込数を0人と見込みます。

項 目	指 標	国の基本指針による考え方
2019年度（令和元年度）末の入所者数（A）	3人	2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者数
2023年度（令和5年度）末の入所者数（B）	3人	2023年度（令和5年度）末時点の利用見込み人員
【指 標】 削減見込数（A－B） （削減率）	0人 （0%）	2019年度（令和元年度）年度末の施設入所者数から1.6%以上削減
【指 標】 地域生活移行者数 （施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数） （2019年度（令和元年度）末入所者数に対する移行人数割合）	0人 （0%）	2019年度（令和元年度）末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行 （前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。）

成果指標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者に対し、包括的な支援を行えるようにするため、国の方針を踏まえ、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

なお、幌延町における精神障がい者の入院者はいないため、見込みは 0 人としています。

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項 目	指 標	国の基本指針による考え方
2019 年度（令和元年度）末の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	1 か所	当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、2023 年度（令和 5 年度）末までにすべての市町村に体制関係者協議の場を設置 ①協議の場の開催回数 ②保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数 ③協議の場における目標設定及び評価の実施回数
【指 標】 開催回数	年 1 回	
【指 標】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	1 人以上	
【指 標】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	

② 精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用

項 目	指 標	国の指針による考え方
【指 標】 精神障がい者の 地域移行支援利用者数	0 人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
【指 標】 精神障がい者の 地域定着支援利用者数	0 人	
【指 標】 精神障がい者の 地域共同生活援助利用者数	0 人	
【指 標】 精神障がい者の 自立生活支援利用者数	0 人	

③ 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

項 目	指 標	国の指針による考え方
【指 標】 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	0 日	精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 316 日以上とすることを基本とする
【指 標】 精神病床における 1 年以上長期入院患者数	65 歳以上 0 人 65 歳未満 0 人	精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を、国が提示する推計式を用いて設定
【指 標】 精神病床における 1 年以上長期入院患者数	3 か月時点 0% 6 か月時点 0% 1 年 時 点 0%	入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率を 86%以上、入院後 1 年時点の退院率を 92%以上とすることを基本とする

成果指標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点については、2020 年（令和 2 年）12 月末現在設置には至っていないため、引き続き、宗谷圏域の協議会と設置に向けて調整を図ります。

項 目	指 標	国の基本指針による考え方
【指 標】 地域生活支援拠点等の整備	1 か所	2023 年度（令和 5 年度）末までに、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のために年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする
【指 標】 運用状況の検証・検討	年 1 回以上	

成果指標 4 福祉施設からの一般就労移行等

福祉施設からの一般就労への移行にあたっては、実態として、対象となる人が見込めない 0 人として設定しています。

また、就労継続支援事業の利用については、国の方針を踏まえるとともに、幌延町の状況も考慮し、A 型事業が 1 人、B 型事業が 10 人と設定します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	指 標	国の基本指針による考え方
2019 年度（令和元年度）の一般就労移行者数	0 人	2019 年度（令和元年度）に一般就労した者の数
【指 標】 2023 年度（令和 5 年度）末の一般就労移行者数	0 人	2023 年度（令和 5 年度）末までに令和元（2019）年度実績の 1.27 倍以上

② 福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	指 標	国の基本指針による考え方
2019 年度（令和元年度）年度末の就労移行支援事業の利用者数	0 人	2019 年度（令和元年度）末において就労移行支援事業所を利用した者の数
【指 標】 2023 年度（令和 5 年度）末の就労移行支援事業の利用者数	0 人	2023 年度（令和 5 年度）末までに令和元（2019）年度実績の 1.3 倍以上

③ 就労継続支援事業による一般就労への移行

項 目	指 標	国の基本指針による考え方
2023 年度（令和 5 年度） 末の就労継続支援事業の 利用者数	A 型 1 人 B 型 10 人	就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援 A 型事業については、2019 年度（令和元年度）の一般就労への移行実績の 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については、2019 年度（令和元年度）の一般就労への移行実績の 1.23 倍以上

④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項 目	指 標	国の基本指針による考え方
【指 標】 2023 年度（令和 5 年度） 末の就労定着支援事業 利用者数	0 人	2023 年度（令和 5 年度）末において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の 7 割以上
【指 標】 2023 年度（令和 5 年度） 末の就労定着率 8 割以上 の事業所数	0%	2023 年度（令和 5 年度）末までに全体の 7 割以上とすること

成果指標 5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を目指し、相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

項 目	指 標	国の基本指針による考え方
【指 標】 総合的・専門的な 相談支援の実施	実施	2023 年度（令和 5 年度）末までに、各市町村または各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする
【指 標】 専門的な指導・助言件数	1 件	
【指 標】 人材育成の支援件数	1 件	
【指 標】 地域の相談機関との連携 強化の取り組みの実施 回数	1 回	

成果指標 6 障がい福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

幌延町の職員が障害者総合支援法の内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、適正な運営を行っている事業所を確保するなど、障がい福祉サービスの質の向上のための体制を構築します。

また、2023 年度（令和 5 年度）末までに、障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用や指導監査結果を関係自治体等と共有を図ります。

項 目	指 標	国の基本指針による考え方
【指 標】 サービスの質の向上を図るための体制	有	2023 年度（令和 5 年度）末までに、基本指針に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制の構築
【指 標】 障がい福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員の参加人数	1 人	
【指 標】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	
【指 標】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	年 1 回	

第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

1 サービス提供体制整備の基本的な考え方

幌延町では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、アンケート調査の結果などからみえてくる新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めます。

なお、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「居住支援系サービス」、「訓練系・就労系サービス」、「相談支援」の6つに分けることができます。

図表 障がい福祉サービスの分類

介護給付	訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	(1) 生活介護
		(2) 療養介護
		(3) 短期入所（ショートステイ）
	施設系サービス	(1) 施設入所支援
訓練等給付費	居住支援系サービス	(1) 共同生活援助（グループホーム）
		(2) 自立生活援助
	訓練系・就労系サービス	(1) 自立訓練（機能訓練）
		(2) 自立訓練（生活訓練）
		(3) 自立訓練（宿泊型）
		(4) 就労移行支援
		(5) 就労継続支援（A型）
		(6) 就労継続支援（B型）
		(7) 就労定着支援
	相談支援	(1) 計画相談支援
		(2) 地域移行支援
		(3) 地域定着支援
その他		補装具費の給付・貸与
		自立支援医療費の給付

2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

身体、知的、精神の障がいのある人や障がいのある児童のうち、日常生活に支障のある方の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人や重度の知的、精神障がいのために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出の時の移動中の介護などを総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人や障がいのある児童に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動の援護を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い方に対する居宅介護や、その他のサービスを包括的に行います。

《訪問系サービスの利用見込みと確保策》

本サービスは地域生活を継続するうえで重要であることから、利用者からは質の高い持続的なサービスが求められている状況です。サービス事業者に対し、専門的人材の確保やサービスの向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進等を働きかけ、ニーズに対する事業量の確保に努めます。

サービス	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	時間	31.0	46.1	53.6	54.0	54.0	54.0

(単位は1か月あたりの実利用人数、平均利用時間)

(2) 日中活動系

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間、障害者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。

《生活介護の利用見込み》

在宅生活者の利用など、これまでの利用状況等から利用者はおおむね横ばいで利用時間は減少すると見込みます。

サービス	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
生活介護	人	5	5	4.1	4.0	4.0	4.0
	時間	86.2	89.2	105.3	67.0	67.0	67.0

(単位は1か月あたりの実利用人数、平均利用時間)

② 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

《療養介護の利用見込み》

現状利用対象者1名であり、今後新規が見込まれないことから1名継続として見込みます。

サービス	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
療養介護	人	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	時間	30	30	30	30	30	30

(単位は1か月あたりの実利用人数、平均利用時間)

③ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

《短期入所（ショートステイ）の利用見込み》

地域で家族と同居している人が本サービスを受給していますが、家族状態に変化がないためサービス利用にはつながっていない状況です。在宅生活において、重要なサービスであることから、必要な人に支援が届くよう対応に努めます。

サービス	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
短期入所（福祉型）	人	0	0	0	2	2	2
	人日	0	0	0	6	6	6
短期入所（医療型）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

（単位は1か月あたりの実利用人数、平均利用日数）

《日中活動系サービスの確保策》

引き続き、利用ニーズの把握に努め、利用希望があった際に関係機関等と連携のうえ、柔軟に対応できるようサービス提供体制の確保に努めます。

（３）施設系サービス

① 施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体、知的、精神障がいのある人を対象に、入所施設において夜間における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

《施設入所支援の利用見込みと確保策》

第5期計画期間中に自然減がありましたが、新たな入所者もいることから本計画期間においては、これまでと横ばいで見込みます。

引き続き、近隣市町村とも連携して、計画的なサービスの提供とともに職員の質の向上と事業所の確保に努めます。

サービス	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
施設入所支援	人	3.0	3.0	2.7	3.0	3.0	3.0

（単位は1か月あたりの実利用人数）

(4) 居住支援系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、主に夜間や休日に相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

《共同生活援助（グループホーム）の利用見込み》

第5期計画期間中において、利用者の死亡及び町外への転出による減少と高等養護学校卒業後による新規サービス利用による増加がありました。本計画期間においては、新たに1名の増加を見込みます。

サービス	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
共同生活援助 (グループホーム)	人	7.0	8.0	7.6	8.0	8.0	8.0

(単位は1か月あたりの実利用人数)

② 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしを希望する方に対して、定期的な訪問等を行い、助言や生活状況の確認をし、必要に応じて医療機関等との連絡調整を行います。

《自立生活援助の利用見込み》

幌延町の現状や利用実績等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

サービス	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

(単位は1か月あたりの実利用人数)

《居住支援系サービスの確保策》

引き続き、ニーズの把握に努め、利用の希望があった際にサービス提供事業所や相談支援事業所と連携を図り提供体制の整備に努めます。

また、利用を見込んでいないサービスもありますが、利用希望があった際には柔軟に対応するよう努めます。

（５）訓練系・就労系サービス

① 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練では、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

《自立訓練（機能訓練）の利用見込み》

幌延町の現状や利用実績等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

サービス	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

（単位は1か月あたりの実利用人数、平均利用日数）

② 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では、自立生活が困難な人を対象に、地域生活を営むうえでの必要な訓練を行います。

《自立訓練（生活訓練）の利用見込み》

幌延町の現状や利用実績等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

サービス	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

（単位は1か月あたりの実利用人数、平均利用日数）

③ 自立訓練（宿泊型）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

宿泊型では、生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人を対象に、夜間や休日、地域生活を営むうえでの必要な訓練を行います。

《自立訓練（宿泊型）の利用見込みと確保策》

幌延町の現状や利用実績等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

サービス	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自立訓練（宿泊型）	人	1.0	0	0	0	0	0
	人日	30	0	0	0	0	0

（単位は 1 か月あたりの実利用人数、平均利用日数）

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

《就労移行支援の利用見込み》

ここ数年、高等養護学校 3 年生等が卒業後の進路・就職のため本サービスを利用しており、2021 年度（令和 3 年度）については、該当者がいないことから見込みを 0 人としています。

サービス	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労移行支援	人	1.0	0	0	0	1	1
	人日	4.0	0	0	0	4.0	4.0

（単位は 1 か月あたりの実利用人数、平均利用日数）

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型では、利用者と事業者が雇用契約を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

《就労継続支援（A型）の利用見込み》

ここ数年、新規利用者がいないことから現状維持として見込みましたが、就労B利用者等の意向も確認しながら対応に努めます。

サービス	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労継続支援（A型）	人	1	1	1	1	1	1
	人日	21.3	20.4	20.8	22	22	22

（単位は1か月あたりの実利用人数、平均利用日数）

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

B型では、一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を確保し、雇用への移行に向けた支援を行います。

《就労継続支援（B型）の利用見込み》

これまでの利用状況等から、本計画期間においては、新規利用1名を見込んでいます。

サービス	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労継続支援（B型）	人	8.0	9.0	9.0	10	10	10
	人日	156.3	176.0	181.9	206.5	217.5	217.5

（単位は1か月あたりの実利用人数、平均利用日数）

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労された方の就労に関する問題を解決するため、必要に応じ企業や関係機関と連絡調整を行います。

《就労定着支援の利用見込み》

幌延町の現状や利用実績等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

サービス	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

(単位は1か月あたりの実利用人数、平均利用日数)

《訓練系・就労系サービスの確保策》

サービスの実施にあたっては、サービス提供事業所、相談支援事業所と連携して、計画的な提供体制の確保に努めます。

また、利用を見込んでいないサービスもありますが、利用希望があった際には関係機関と連携し柔軟な対応に努めます。

（６）相談支援

障がいのある人などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、障がいのある人の自立した生活を支え、抱えている問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援をするためのサービス利用計画作成を行います。

また、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行う地域移行支援と地域移行された方が地域に定着するための相談、緊急時の対応などを行う地域定着支援を実施するものです。

《相談支援サービスの利用見込みと確保策》

計画相談支援については、今後、サービス需要の高まりに伴い利用者の増加を見込んでいるため、計画相談についても同様に増加を見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援については、現状対象と見込まれる人がいないことから、見込みは０人としています。

計画的な支援を必要とする人に対し、サービス利用の斡旋、調整等の支援が提供されるよう調整を図ります。

サービス	単位	実績		見込	第６期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
計画相談支援	人	2.8	1.8	2.2	3.8	4.0	4.0
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

（単位は１か月あたりの実利用人数）

（７）その他サービス

その他サービスには補装具費の支給と自立支援医療費の支給、療養介護医療費の支給の３つのサービスがあります。

補装具費の支給は、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものの購入・修理時にかかる費用の支給を行います。

自立支援医療費の支給は、育成医療（障がいのある児童が生活する能力を得るために必要な医療）、更生医療（身体に障がいのある人が更生するために必要な医療）、精神障害者通院医療費（精神障がいのある人が受ける医療）といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障がいのある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療であり、引き続き制度の周知、利用促進に努めます。

療養介護医療費の支給は、医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障がいのある人が医療施設からサービス療養介護を受けた際に、それに要した医療費の支給を行います。

《その他サービスの利用見込みと確保策》

補装具費の給付と自立支援医療費の給付、療養介護医療費の給付は、それぞれ利用者からの申請を受けて給付・助成を行っており、今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付・助成を実施します。（自立支援医療費のうち、精神通院医療の給付は北海道が実施）

第4章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

1 地域生活支援事業の種類

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスのほかに、地域生活支援事業を定めています。この事業は、必須事業（全国の市町村で実施する事業）と任意事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業）に分類されます。

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保方策 1 サービス提供体制整備の基本的な考え方」と同様です。

■地域生活支援事業の種類

必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

《理解促進研修・啓発事業の取り組み》

幌延町障害者自立支援協議会に当事者を委員として加え、意見を反映しています。また、国や北海道から配布される、チラシ・ポスター・パンフレット等を活用し普及・啓発に努めるとともに、希望者にヘルプマークの配布や障がい福祉イベントの広報を行い、理解促進を図っています。

事業	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
理解促進研修・啓発事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

《自発的活動支援事業の取り組み》

幌延町自発的活動支援事業補助金交付要綱を定めましたが、利用実績はありませんでした。本事業について、広報等による周知のほか、関係機関等と連携して障がい者等の意向把握に努めます。

事業	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自発的活動支援事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

また、住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などへの支援と家主への相談・助言を行う事業です。

《相談支援事業の取り組み》

社会福祉法人幌延福祉会が運営している障害者相談支援事業所「ひだまり」に相談支援事業を委託し、地域において気軽に相談ができるよう体制整備に努めています。

事業	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
(基幹相談支援センター設置)	設置の有無	0	0	0	0	0	0
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	0	0	0	0	0	0
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

（４）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

《成年後見制度利用支援事業の取り組み》

第５期計画期間において、利用実績はありませんでしたが、幌延町成年後見支援センター等の関係機関と協力し、利用者の把握及び効果的な事業の実施に努めます。

事業	単位	実績		見込	第６期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

《成年後見制度法人後見支援事業の取り組み》

成年後見支援センター、近隣市町村と連携を取りながら事業の推進に努めます。

事業	単位	実績		見込	第６期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

《意思疎通支援事業の取り組み》

手話通訳広域派遣体制により、利用者のニーズに対応できる支援体制の整備を図っています。引き続き、様々なニーズに対応できる支援体制の整備を図ります。

事業	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
手話通訳者派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
	件	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
	件	0	0	0	0	0	0

（７）日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与をします。

《日常生活用具給付等事業の取り組み》

手帳交付時や障がい者相談員を通じて情報提供を実施しており、医療機関、サービス事業者から問い合わせがあった際、判断に迷うケースについては心身障害者総合相談所と連携しながら迅速な対応に努めています。

事業	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護訓練支援用品	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	1	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	人	10	13	10	10	10	10
住宅改修費	件	0	0	0	0	0	0

（８）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人などとの交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

《手話奉仕員養成研修事業の取り組み》

関係機関、近隣市町村と連携を取りながら事業の推進に努めます。

事業	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	0	0	0

（９）移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や障がいのある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

《移動支援事業の取り組み》

幌延町社会福祉協議会に委託し実施しています。現在 2 名の利用があり、外出支援につなげています。

事業	単位	実績		見込	第 6 期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
移動支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
	時間	35	50.5	71.5	72	72	72
	人	2	2	2	2	2	2

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がいのある人に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。

[基礎的事業] 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を行う。

[Ⅰ 型] 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及活動等の事業を実施。

[Ⅱ 型] 機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

[Ⅲ 型] 運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を実施。
（このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定）

《地域活動支援センター事業の取り組み》

地域活動支援センター事業について、町内で地域生活する知的・精神障がい者の大半が、就労または障がい福祉施設を利用しているため、利用者確保は困難と判断し、実施は見込みませんが、事業のニーズについて関係機関等と協力して利用者の意向把握に努め、事業の実施について検討します。

事業	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
基礎的事業	か所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
Ⅰ 型	か所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
Ⅱ 型	か所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 型	か所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

3 任意事業

(1) 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要な方に対し、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

《日中一時支援事業の取り組み》

ニーズ把握に努め、障がい者等の家族の一時的な負担軽減を図るため、町内サービス事業者・関係者等と提供のあり方について検討します。

事業	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
日中一時支援事業	実施 か所	0	0	0	1	1	1
	人/年	0	0	0	1	1	1

第4部

第2期障がい児福祉計画

第4部 第2期障がい児福祉計画

第1章 第1期計画の振り返り

1 幌延町第1期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 第1期障がい児福祉計画の成果指標の進捗状況

国の指針に基づき設定した第1期障がい児福祉計画の成果目標に対する進捗状況は以下のとおりです。

成果指標 障がい児支援の提供体制の整備等

図表 障がい児支援の提供体制の整備等の進捗

項 目	目 標	実績（見込）	備考
【目標】 児童発達支援センターの設置数	1 か所	1 か所	幌延・天塩・遠別3町で 共同設置
【目標】 保育所等訪問支援を実施できる体制 の構築	有	無	
重症心身障がい児を支援する児童発達 支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所数	0 か所	0 か所	
医療的ケア児が適切な支援を受けら れるための協議の場の設置数	1 か所	0 か所	

単位：（人）

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
児童発達支援センターの設置数	1	1	1	1
重症心身障がい児を支援する児童発達支援 事業所及び放課後等デイサービス事業所数	0	0	0	0
医療的ケア児が適切な支援を受けられるた めの協議の場の設置数	0	0	0	0

※令和2（2020）年度の数値は見込み

(2) 障がい児福祉サービスの利用状況

第1期計画期間における各サービスの利用状況は以下のとおりです。

① 障害児通所支援

幌延町での障害児通所支援は、児童発達支援、放課後等デイサービスが主に利用されています。

今後も、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進し、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤を整備、確保する必要があります。

図表 障害児通所支援の見込み量と実績の比較

単位：上段（人） / 下段（日）

	2018年度 (平成30年度)		2019年度 (令和元年度)		2020年度 (令和2年度)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	8	6.2	7	5.3	8	2.8
	64	19.8	56	15.3	64	6.3
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	7	3.8	10	5.1	11	3.8
	48	6	72	10.5	81	3.3
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度の数値は見込み

各年度の月平均値

② 障害児相談支援

幌延町での障害児相談支援の利用は、2019年度（令和元年度）時点で8人の利用があります。

図表 障害児相談支援の推移

単位：（人）

	2018年度 (平成30年度)		2019年度 (令和元年度)		2020年度 (令和2年度)	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障害児相談支援	2	15	2	8	2	18

※令和2（2020）年度の数値は見込み

各年度の月平均値

第2章 第2期計画の基本方針と成果指標

1 障がい児支援の提供体制確保の基本方針

幌延町における、障がい児支援の提供体制確保の基本方針は次のとおりです。

- ① ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、あらゆる活動や交流を通じて、障がいのある子とない子が、ともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児支援を通して共生社会を形成します。
- ② 障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- ③ 医療的ケアを必要とする子どもが保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるよう、専門的な支援を必要とする児童に対し、各関連分野が共通の理解に基づき連携した包括的な支援体制を構築します。
- ④ 障がい児支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援します。

2 2023年度（令和5年度）の成果指標

国の指針に準じて設定した成果指標は以下のとおりです。

成果指標 障がい児支援の提供体制の充実

① 児童発達支援センターの設置

幌延町・天塩町・遠別町3町共同で留萌北部地域子ども発達支援センターを設置・運営しています。引き続き、連携を図りながら運営継続します。

項 目	指 標	国の指針による考え方
【指 標】 児童発達支援センターの設置	1 か所	2023年度（令和5年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

留萌北部地域子ども発達支援センター構成 3 町及び委託事業者により、体制構築に向けて協議を行います。

項 目	指 標	国の指針による考え方
【指 標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所	2023 年度（令和 5 年度）末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

留萌北部地域子ども発達支援センターでの提供は困難であることから、引き続き、北海道及び宗谷圏域の動向を注視しながら検討を行います。

項 目	指 標	国の指針による考え方
【指 標】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1 か所	2023 年度（令和 5 年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

④ 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

北海道においては、「医療的ケアの必要な子ども等が必要な支援を受けられるよう、21 の「障がい福祉圏域」及び医療的ケアの必要な子どもが存在する市町村において、協議の場を設置することを基本とする。」としています。よって、引き続き北海道・宗谷圏域の動向に注視するとともに、宗谷障がい福祉計画等圏域連絡協議会等と連携しながら検討を行います。

項 目	指 標	国の指針による考え方
【指 標】 医療的ケア児に対する協議の場の設置	有	・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2023 年度（令和 5 年度）末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ・ 市町村単独での設置が困難な場合には、道が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。
【指 標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	

第3章 障がい児福祉サービス等の見込量と確保方策

1 障がい児福祉サービスの事業分類

児童福祉法に基づき、市町村で実施する障害児支援事業は下表のとおりです。

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第3部第6期障がい福祉計画 第3章障がい福祉サービスの見込量と確保方策 1 サービス提供体制整備の基本的な考え方」と同様です

■障がい児福祉サービスの事業分類

障害児通所支援等	児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
障害児相談支援	障害児相談支援

2 障害児通所支援等

児童発達支援は、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。

医療型児童発達支援は、上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援と治療を行うものです。

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

保育所等訪問支援は、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

《障害児通所支援等の取り組み》

幌延町・天塩町・遠別町3町共同で設置している留萌北部地域子ども発達支援センター及び町内にある相談支援事業所が、継続してサービス提供を行えるよう体制整備を図ります。また、保健師・広報等を通じ制度周知を図り、サービス内容等に関する理解を深めるとともに、円滑なサービスの利用につながるよう支援を行います。

サービス	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援	人	6.2	5.3	2.8	5.3	6.0	6.0
	人日	19.8	15.3	6.3	10.5	16.0	16.0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	回	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	3.8	5.1	3.8	9.3	10.0	10.0
	人日	6	10.5	3.3	24.4	30.0	30.0
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0
	回	0	0	0	0	0	0

3 障害児相談支援

障害児通所施設の利用にかかる内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

《障害児相談支援の取り組み》

障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込み量に対応した提供体制の確保に努めます。

サービス	単位	実績		見込	第6期計画		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障害児相談支援	人/月	15	8	18	17	18	19

第5部

計画の推進

第5部 計画の推進

第1章 計画の推進のための方策

国が示す基本指針、直近の障がい福祉施策の動向、幌延町の状況等を踏まえ、以下の点に留意しながら本計画の推進に努めます。

1 福祉施策の推進

(1) 発達障がい者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講促進、ペアレントメンターの養成、ピアサポート活動への参加促進について、北海道や近隣市町村と連携のうえ体制の確保に努めます。

(2) 災害時・感染症対策にかかる体制整備

近年各地で大規模な災害や感染症の流行が起こっており、地域や施設等で生活する中でのリスクの高まりに備える必要があります。

幌延町では、要援護者を的確に把握するとともに、幌延町社会福祉協議会や福祉サービス提供者、近隣住民等の連携による安全確保に関する相互協力体制の構築、防災設備等の整備、福祉避難所の確保等に努めます。

第2章 計画の推進体制

1 サービス提供体制

(1) 幌延町障害者自立支援協議会との連携

「幌延町障害者自立支援協議会」において、支援体制に関することなど地域課題や個別の支援ケースについて共有し、課題解決のための方策等についての協議を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築、障がい福祉に関する施策や計画の推進に努めます。

(2) サービス提供事業者との連携

サービスの提供にあたっては、障がいのある人やその家族の個別の状況を踏まえ、福祉サービスの質の向上と安定した提供に向け、必要なニーズの把握に努めるとともに、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携して必要なサービス量に対応した供給体制の確保に努めます。

(3) 北海道、関係機関等との連携

障がい福祉サービスの提供、福祉に関する総合的な相談支援や地域移行支援等にあたり、北海道や近隣市町村、社会福祉法人や保健・医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することにより計画の着実な推進に努めます。

2 進捗管理

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「検証（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを循環させながら、施策や取り組みの実績把握を行い、分析・評価を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



資 料 編

資料編

1 策定経過

本計画における策定経過は以下のとおりです。

日程	項目	主な内容
2020 年（令和 2 年） 10 月	福祉に関するアンケート調査の実施	
2021 年（令和 3 年） 2 月 25 日	第 1 回幌延町障害者自立支援協議会	・障がい者総合支援計画（幌延町障がい者基本計画・第 6 期幌延町障がい者福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画）（素案）について
2021 年（令和 3 年） 3 月	パブリックコメント（意見公募）の実施	

2 幌延町障害者自立支援協議会 委員名簿

任期：2018 年（平成 30 年）4 月 1 日～2021 年（令和 3 年）3 月 31 日
(敬称略)

No.	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	社会福祉団体の代表者	幌延町身体障害者福祉協会 会長	広田 昌彦	
2		幌延町社会福祉協議会 事務局長	大塚 達也	
3	障害福祉サービス事業関係者	幌延町立北星園 施設長	小西 均	
4	保健・医療関係者	幌延町保健センター 主任保健師	石田 篤子	
5	学識経験を有する者等		村林 幸男	

3 幌延町障害者自立支援協議会 設置要綱

平成18年11月15日訓令第32号

改正 平成25年4月1日訓令第11号

平成28年3月25日訓令第21号

幌延町障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に基づく相談支援事業を中立かつ公平に実施すると共に地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たすため幌延町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発、改善
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の作成、変更に関する意見具申並びに推進に関する協議
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、社会福祉団体の代表者、障害福祉サービス事業関係者、保健・福祉関係者及び学識経験を有する者等の中から町長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、委員の互選により、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要に応じて協議会に関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱のあった日から平成21年3月31日までとする。

附 則（平成25年4月1日訓令第11号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日訓令第21号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

4 用語説明

用 語	説 明	掲載ページ
あ行		
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする児童。	79、82
か行		
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。	70
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。	25、36、43、70、71
合理的配慮	障害者差別解消法で定められた規定。役所や事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められた時に、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別にあたる。	3、26、33
さ行		
最善の利益	「児童の権利に関する条約」の基本原則であり、子どもに関わりのあることを行う時、子どもにとって何が最もよいことを考え、子どもの利益が最優先されなければならないという考え方。	81
肢体不自由	身体障がいのひとつで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。	10、11、58
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体。様々な問題を地域社会の力で解決しようとする住民福祉を推進し、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指している。	37、42、73、89
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加支援などのため、基本的理念、国・地方公共団体などの責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とする法律。	4
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障がい保健福祉施策を講ずる法律。	4、37、56、57、68

用 語	説 明	掲載ページ
児童福祉法	児童福祉を保障するため、児童が持つべき権利の保障や支援が定められた法律。平成28年5月改正で、市町村に障がい児福祉計画の策定が義務づけられた。	4、83
自立支援医療	障がいにかかる公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。	13、57、67
身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がいの程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。	8、9、10、11、17
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として都道府県知事が交付する手帳。	8、12、13、17
成年後見制度	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。	26、33、36、37、43、68、71
た行		
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	3
地域自立支援協議会	障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策の検討など。	51
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。	47、53
特別支援学級	小学校、中学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級。	14

用 語	説 明	掲載ページ
特別支援学校	障がいを持つ児童生徒などに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身につけることを目的とした学校。	14
は行		
ピアサポート活動	同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決にともに取り組んだりする活動。	89
ペアレント トレーニング	保護者（養育者）の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチのひとつ。	89
ペアレントプログラム	子育てに困難を感じる保護者や、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。	89
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしており、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。	89
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損または機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。	57、67
ま行		
民生委員（児童委員）	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。	42、43
ら行		
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。	35、81
療育手帳	一定以上の知的障がいがある人に対し、申請に基づいて障がいの程度を判定し、都道府県の療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。	8、11、12、17
レスパイト	介護を担っている家族等の介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとる「介護者のため」のケアを指す。	50

幌延町障がい者総合支援計画

令和３年３月

発行／幌延町 保健福祉課

〒０９８－３２０７

北海道天塩郡幌延町宮園町１番地１

ＴＥＬ ０１６３２-５-１１１１（代）

ＦＡＸ ０１６３２-５-２９７１